

第 1 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○議案第 2 0 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第 2 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第 2 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第 2 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第 2 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第 2 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第 2 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第 2 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第 2 1 5 号及び議案第 2 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第 2 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第 2 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第 2 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	41

○議案第 2 2 0 号及び議案第 2 2 1 号並びに議案第 2 2 2 号の上程、説明、質疑、 討論、採決	4 3
○議案第 2 2 3 号～議案第 2 3 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	4 6
○請願・陳情について	5 9
○散会の宣告	6 0

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○事務局職員出席者	6 1
○開議の宣告	6 2
○一般質問	6 2
円 谷 寛 君	6 2
渡 辺 定 己 君	8 7
○会議時間の延長	9 0
角 田 真 美 君	9 3
○休会について	1 0 9
○散会の宣告	1 0 9

第 4 号 (3月15日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
○事務局職員出席者	1 1 2
○開議の宣告	1 1 3
○議会運営委員長報告	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○動議の撤回について	1 1 3

○産業厚生常任副委員長報告（議案第207号）及び報告に対する質疑、討論、採決	114
○予算審査特別委員長報告（令和4年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決	115
○各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	123
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	126
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	127
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○日程の追加	129
○意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○閉議の宣告	131
○町長挨拶	131
○閉会の宣告	131
○署名議員	133

鏡石町告示第8号

第11回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月28日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和4年3月3日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和4年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年3月3日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第208号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第209号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第210号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第211号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第212号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第213号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第12 議案第214号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第13 議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第217号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第218号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第219号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算
- 日程第22 議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第24 議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算
 日程第25 議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
 日程第26 議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
 日程第27 議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
 日程第28 議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
 日程第29 議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
 日程第30 議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第31 議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算
 日程第32 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（1名）

8番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長兼 上下水道課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども 課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
都市建設課長	吉田竹雄君	教育課長	根本博君
会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸君	農業委員会 事務局局長	圓谷康誠君
農業委員会 会長	菊地栄助君	選挙管理 委員会委員長	草野孝重君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会議務局長

緑川 憲一

主任主査

鈴木 淳子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（古川文雄君） おはようございます。
ただいまから第11回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。
3番、橋本喜一君。

〔議会運営委員長 橋本喜一君 登壇〕

- 3番（議会運営委員長 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第11回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和4年3月3日木曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で説明いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第11回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
厚くお礼を申し上げます次第であります。

今定例会につきましては、条例の制定1件、条例の一部改正4件、条例の廃止1件、一般会計並びに特別会計の補正予算9件、新年度当初予算11件、その他の案件が1件の、合わせて27件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

- 議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、8番、大河原正雄君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君、1番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は13日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和3年11月分、令和3年12月分、令和4年1月分。以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和3年11月分につきましては、令和3年12月24日金曜日、午前9時58分から午後3時10分まで、令和3年12月分につきましては、令和4年1月25日火曜日、午前9時59分から午後3時20分まで、令和4年1月分につきましては、令和4年2月25日金曜日、午前9時58分から午後2時40分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、総務課長兼上下水道課長並びに上下水道課副課長ほか1名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和3年11月分、令和3年12月分、令和4年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） それでは、報告申し上げます。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

令和4年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和4年2月9日水曜、午後2時開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 令和3年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第5、議案第3号 令和4年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

第6、報告第1号 専決処分の報告について。

以上、議案3件、報告1件は可決、承認されました。

詳細につきましては、お配りの冊子をご覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄君） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 保健環境組合議員をさせていただいております円谷寛でございます。

2月7日に定例議会がございまして、報告をさせていただきます。

令和4年2月7日月曜日、10時から開議いたしました。

第1の会期の決定は、1日限りでした。

第2は、これは省略いたします。署名議員です。

第3は、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、今まで、私が監査委員を務めてまいりましたが、これは、私、議員になる前は分からなかったんですけども、この監査委員というのは、天栄村選出の議員と鏡石選出の議員が2年交代でやるということになっておりまして、私がこの3月で2年務めましたので、天栄村選出の議員であります北畠正氏が今度監査委員になることになりました。これも、承認されました。

第4は、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これについては、お手元の資料にあるように、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、さらに、令和3年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。これは、提案のとおり承認されました。

日程第5は、議案第3号 令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算でございますが、これも、お手元にお配りの資料のとおり、新年度は33億3,918万7,000円の予算を議決されました。前年度に対してかなり伸びているんですけども、これは、最終処分場の建設事業についての予算が繰越しをしておりますので、その分が加算になったということでございます。

以上が提案でございまして、提出議案は全て全会一致、可決をいたしております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告に移ります。

8番、大河原正雄君が欠席のため、事務局長が代わりに報告いたします。

○議会事務局長（緑川憲一君） それでは、大河原議員に代わりましてご報告いたします。

公立岩瀬病院企業団議会報告書。

令和3年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和3年12月24日金曜日、午後2時開会でございます。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて。（企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）。

第4、議案第9号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第5、議案第10号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

3件の議案は、いずれも可決、承認されております。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料をご覧くださいと思います。

以上で報告を終了いたします。

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第11回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、中国北京で行われた冬季オリンピックは2月4日に開幕し、17日間の日程で全109種目を連日熱戦が繰り広げられました。この冬季オリンピックでの多くの競技では、選手が大技に失敗したときも、成功したときも、自国の選手だけでなく他国の選手たちが駆け寄り、励ましたり、一緒に喜んだり、ほかの競技とは変わったほほ笑ましい姿が見られました。競技は競い合うもので、時には殺伐とした雰囲気になりがちですが、日本語の切磋琢磨の意味どおり、お互いが技量を高め合っていく競技が多かったように感じられました。

日本は、冬季オリンピックとしては過去最高の金メダル3個、銀メダル6個、銅メダル9個を獲得しました。日本人選手の活躍は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大で揺れる日本に勇気と感動を与えてくれました。メダルの獲得や入賞の有無ではなく、冬季オリンピックに参加した全ての日本人選手に感謝の言葉を送りたいと思います。

この盛り上がったオリンピックとは裏腹に、ウクライナでは緊迫した情勢が続いています。事の発端は、2014年にロシアがクリミア半島の一部地域に軍事侵攻したことから始まったと言われています。その後、ミンスク合意といわれる和平プランが締結されましたが、ウクライナが欧州連合や北大西洋条約機構への加入の動きを見せたことなどにより状況が悪化し

ていきました。そして、ついに先月下旬にロシア軍がウクライナに侵攻しました。この侵攻に伴い、米国や欧州連合のリーダーは外交により解決を目指していますが、解決のめどは立っておりません。さらに懸念されることは、これを機に原油価格や天然ガスなどエネルギー価格が急上昇しており、さらに各国での大幅な株安など、世界経済への影響も懸念されております。一刻も早い平和解決を願ってやみません。

さて、国内では、年明けから新型コロナウイルスの変異株であるいわゆるオミクロン株が尋常でない速さで感染拡大しております。先月上旬には、国内の1日の感染者数が初めて10万人を超えました。現在は、多少減少傾向ではあるものの、高止まりが続いております。福島県内においても、累計の感染者数が2万人を超えております。速やかなワクチンの第3回目の接種や経口治療薬などの開発に期待したいと思います。

町における新型コロナウイルスのワクチン接種事業については、2月末現在、対象者に対して1回目の接種人数は1万238人で接種率は90.5%、2回目の接種人数は1万202人で接種率は90.2%、3回目の接種人数は2,973人で接種率は23.6%となっております。3回目の追加接種については、昨年12月から医療従事者や高齢者施設入所者等への接種を始めており、順次対象の皆さんに追加接種の接種券を送付しております。なお、児童施設や教育施設の従事者など社会機能維持者に対しての優先接種も実施し、今月中旬までには接種を終了する予定であります。

また、5歳から11歳の子供への接種については、接種に対応できる小児科医の人数が限られていることから、本町と須賀川市、天栄村の3市町村が連携して接種体制を構築し、今月末から接種を開始してまいります。

さて、町内に目を向けてみますと、一般国道4号線の鏡石拡幅事業につきましては、令和2年1月に高久田地区から役場まで2.3キロメートルが供用開始されましたが、いよいよ役場以南が今月中には供用開始される予定であります。平成15年の都市計画決定から19年間にわたる拡幅工事もいよいよ完成が見えてきました。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

昨年2月の福島県沖地震により被災した鏡石中学校災害復旧工事につきましては、国の災害査定を受け、昨年10月に着手し、先月完了いたしました。また、町図書館の外構舗装復旧工事においても、今月下旬に完成いたします。各施設とも工事の期間中、生徒及び利用者に変不便をおかけしました。

このほか、地震により被害のあった農業用施設災害の梨池は、昨年9月に復旧工事を発注し、年度内に竣工予定です。また、ため池ののり面地滑り及び周辺宅地等の地割れ被害がありました岡ノ内池2につきましては、抑え盛土工法により埋め立てる防災対策を行います。この事業については、国と共同で施工することで進めており、その第1弾として、暗渠工事

等を実施する岡ノ内池2排水路整備工事（その1）を発注しました。

幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として施工中の久来石・行方・蓮池西線道路改良工事と鏡田111号線道路改良工事は順調に進捗しております。消防署から鳥見山公園までの笠石476号線歩道新設工事は、近接する新浄水場工事との調整で不測の日数を要したため、繰越工事となりますことにご理解願います。

また、昨年12月に久来石・行方・蓮池西線道路改良工事ほか3事業について、国の第1次補正予算に係る補助金内示がありましたことから、今定例会において補正予算及び繰越明許費の議案を提出いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、現在、国において施設の概略設計が進められております。概略設計完了後に成田地区で説明会を開催して、遊水地の範囲や堤防の高さなどを示し、地権者の皆さんに理解を求める予定であると聞いております。

また、農地に係る用地調査も同時に進めており、農地の価格の提示は今年7月頃となる予定となっております。町としましては、これら国の調査を見据え、移転対象者の意見を聞きながら今後も地元協議会などと連携し、移転対象者の皆さんの力になるよう積極的に関与していきたいと思っております。

第二小学校整備事業については、去る1月の臨時議会において第二小学校部分改修工事（第2期）の請負契約の締結について議決をいただき、来年3月完了に向け、請負業者と工事監理業務を請け負った一般財団法人ふくしま市町村支援機構、さらに第二小学校の協力を受けながら、学習環境の改善に努めてまいります。

また、令和4年度から、小学3年生・4年生が使用する第八次改訂となる鏡石町社会科副読本の編集を各小学校の編集委員により、町内の事業所の協力を受け進めており、間もなく製本が完了いたします。

令和4年成人式は、1月9日に新型コロナウイルス感染症の感染対策を図り、対象者157名中101名の参加をいただき、華やかな中にも厳粛に挙行することができました。新成人の皆様には、一人一人が自らを律する強い意志と社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思います。

原子力災害対策関連事業については、町内で最後となる鏡田地区除染用仮置場の原形復旧工事が今月中旬に完了し、今月末には地権者へ返還する予定となっております。これにより、平成23年の原発事故以来取り組んでまいりました除染対策事業を完了することとなり、現在の空間線量は平均0.09マイクロシーベルトとなっており、基準値の0.23マイクロシーベルト未満であることが確認されておりますので、今後、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定解除の進捗を進めてまいります。

地域づくりの核である鏡石まちの駅「かんかんてらす」の売上げは、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されておりますが、感染対策を実施しながら、創意工夫によりまして、今年1月末現在で総売上げは2,681万7,000円と対前年比28.8%の増となっており、このまま推移しますと、年間売上げが3,000万円を上回り、過去最高となる見込みであります。主たる要因は、岩瀬農業高校の生産品や季節のブドウなどの出荷が本格的になり、さらに新鮮な果物やイチゴなど安定して生産してくださっている町内農業者や加工品の生産者のおかげであると考えております。

令和元年から募集を続けていた地域おこし協力隊につきましては、本町が受入れできる出身地域が限定していることから採用が難航していましたが、本年1月から2名、そして、今月から1名の採用が決定しました。本町産の農産物を使った6次化商品や特産品の開発に期待がかかります。

また、先月下旬には、業務提携をしている東京都の株式会社八芳園において鏡石いちごフェアを実施しました。鏡石産のイチゴや加工品などの販売会を開催したところ、販売品は全て完売し、追加の注文もあるなど、大盛況のうちに閉会しました。今後も、開成学園や地域おこし協力隊、そして地元の岩瀬農業高校などと連携し、特産品の開発などにつなげていきたいと考えております。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税を合わせた収納率が1月31日収納分までで76.84%となり、前年同期と比較して0.92%の増となっております。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の関係から、全庁的な臨戸徴収が行えないなど厳しい状況の中、新たな滞納を生まないという基本姿勢の下、滞納者への早期納付勧奨や滞納処分等による徴収を強化してきたことが収納率向上へつながったと考えております。今後も、新規滞納者に対する納税意識の高揚や早期の納税相談等に努め、より一層の収納率向上を図ってまいります。

鏡石町におけるマイナンバーカードの発行状況につきましては、1月末現在、4,019件の申請に対し3,682件を交付しているところであり、町の1月末現住人口を対象とした場合の申請率は32.8%、交付率は30.1%となっております。これからも、マイナポイント事業をはじめとした国の政策を注視しながら、引き続き本制度の周知を図るなどカード発行の推進に努めるものであります。

また、新生児の保護者へ商品券を給付するのびのび子育て応援券支給事業については、1月末現在76件の給付を行っており、子育ての一助として利用されております。加えて、婚姻を祝福するためのオリジナル結婚記念証についても、1月末現在で25組の新婚カップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくりまします」として、町の第6次総合計画の策定と併せて、令和4年度からの5年間の計画として、教育施策の指針となる第3期鏡石町教育基本計画については、検討員10名による検討委員会において様々なご意見をいただき、2月の教育委員会定例会で決定したところであります。令和4年度からは、計画の着実な推進を図り、基本理念「新たな時代を担い、地域への誇りと自分への自信を持ち、未来を切り拓くひとづくり」の実現を目指してまいります。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますジョイフルライフ講座をはじめ、公民館事業として開催したアドベンチャークラブや大人の講座の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より遅れて順次開講しておりました。ただ、ここに来て、1月末までは順調に講座を行ってきたところではありますが、オミクロン株による急激な新型コロナウイルス感染症の拡大によりアドベンチャークラブの冬の自然観察などが中止、その他の一部講座についても延期している状況であります。今後は、感染状況を考慮しながら、各講座等が無事終了できるように努めてまいります。

今後も、町民の自立的な生涯学習活動を支援し、種々の学習・講座を通して町民の皆様が生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、生涯学習の環境と体制づくりを図ってまいります。

高齢者食生活改善訪問事業の健幸食生活応援事業では、管理栄養士や保健師による高齢者訪問をこれまで64回実施し、88名の方に栄養指導を行ったところです。また、栄養教室は、新型コロナウイルス感染予防のため定員を従来の半分にして5回開催し、参加者は40名となっております。さらには、幼稚園・保育所での食育教室を6回開催したところです。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくる」につきましては、百歳賀寿事業につきましては、1月に笠石区の遠藤ミツイさん、境区の佐藤幸さんのお2人が100歳を迎えられました。コロナ禍のため、賀寿贈呈式は中止しましたが、町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、遠藤さんは三食の食事をとること、佐藤さんは好き嫌いをなく食事を取り、散歩をすることですと話されておりました。

町健康福祉センター建設につきましては、2月14日に工事安全祈願祭を行い、本格的に工事着手いたしました。受注者との協議により、コロナ禍のため資材等の調達等に遅延が生じていることから、工事期間の延長を本定例会に継続費の変更議案を提出しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金10万円の一括給付を決定しました。児童手当受給者への給付は昨年12月に終了し、高校生のみ世帯や新生児、公務員、地方創生臨時交付金事業対象の世帯についても順次支給を

しております。

住民税非課税世帯への原油価格高騰対応生活困窮者世帯への灯油購入等助成事業として、現金5,000円の支給につきましては、今年度中に支給できる見込みであります。

住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業として、現金10万円の支給につきましては、今月から支給を開始する予定であります。

児童福祉の充実として、令和4年度の認可保育施設と町立幼稚園の入所・入園申込みを10月19日から11月5日まで実施し、各施設と利用調整を行い、474名の児童の入園許可を保護者の皆様に、1月にお知らせしました。なお、現時点では待機児童はありませんが、今後の入所については大変厳しい状況になっております。

また、町社会福祉協議会が運営しております公私連携型保育所「鏡石保育所」は、間もなく4年が経過しますが、保護者をはじめ関係者のご理解とご協力により、順調に運営されているところであります。

また、認定こども園整備事業における「認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園」の園舎増改築事業については、令和2年、3年度の2か年事業として工事が実施されています。1月には、2期工事の県による中間検査が行われ、令和4年4月開園に向けて工事を実施しているところであります。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としては、主食用米の販売価格は、現在、新型コロナウイルス感染症拡大による外食需要の急激な減少により、民間の米の在庫が積み上がり、令和3年産米は前年よりも低い価格で取引されています。このような状況の中、1月の臨時議会において、水稻農家支援特別給付金の補正予算を承認議決いただいたところであり、2月1日から申請申込みを受け付け、2月末現在で248件、約2,800万円の申込みがありました。

今後の米の需要見通しについても、農林水産省としての見解は減少となる見込みであり、年々減少していくと予想されている主食用米の需要に対して、それに対応した生産量の調整に努めなければ、令和3年産米のように米価の下落に歯止めがかからなくなってしまいます。このようなことから、経営安定対策に向けて、各農家に生産数量（面積）の目安の提示と各種の制度について、例年、説明会を各地区で開催していたところですが、今年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、文書による周知を行いました。これらの状況から、国・県も含め、町では、令和3年産米価が下落し、令和4年産米価も回復しなければ、加工用米や飼料用米などに取り組んだほうが手取りは主食用米を上回る可能性があると考えております。今後、主食用米価格をこれ以上下落させないために、当面の間は主食用米からの転換を積極的に推進してまいりたいと考えております。

農地再生プロジェクト事業「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」は、収穫された

菜種について、「なたねの雫」として、鏡石まちの駅「かんかんてらす」で販売のほか、昨年度からふるさと納税の返礼品として登録しております。なお、町の農産物等を収穫し、乾燥調整することを目的とした新条例を今定例会に上程いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としての、事業所等が購入する感染症対策用品や備品に対する助成につきましては、2月末現在で120件、約580万円の申込みがありました。また、時短営業や外出自粛により売上げが減少した事業者に対する家賃補助は36件、約192万円の実績となりました。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の健康福祉センター建設用地の周辺を整備しております。本年度予定している道路築造工事や造成工事等は順調に進捗しています。また、昨年12月に鏡石駅東第1土地区画整理事業について、国の第1次補正予算に係る補助金内示がありましたことから、今定例会において補正予算及び繰越明許費の議案を計上しましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

新浄水場建設工事につきましては、本年4月末までの工期であります。今月にはおおむね完成する見通しがついております。本年8月頃には、新たな浄水場から透明度のより高いおいしい水を町民の皆様にお届けできる見込みであります。

令和4年度の予算編成に当たっては、昨年12月に議決いただきました第6次総合計画に基づき、新しいキャッチフレーズである「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に“進(ススム)”かがみいし」の実現に向けた6つのまちづくりの目標を基軸に、本計画の初年度として、各事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成を行い、各種事業を着実に展開してまいります。

また、令和4年度は、昭和38年に町制を施行して以来60年目に当たる記念すべき年であり、各種の記念事業を実施し、60年の節目を祝いたいと考えております。

令和4年度当初予算額を申し上げますと、一般会計については、前年度比12.7%増の71億円、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、前年度比0.1%減の118億8,000万円余りとなりました。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

一般会計における歳入の概要は、歳入全体の約22%を占める町税が6.7%増の15億4,000万円弱となっております。これは、昨年の新型コロナウイルス感染症拡大の経済対策により、固定資産税の一部の減免が解除されたことによるものです。

地方交付税は、臨時財政対策債も含めて、昨年比1.1%減の16億7,000万円余りとなっております。令和4年度における財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町

債の新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。

基金からの繰入金については、財政調整基金から3億9,000万円余りのほか、健康福祉センター建設の主要財源として庁舎等新築基金から4億8,000万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のプレミアムつき商品券の財源として、新型コロナウイルス感染症経済対策等基金から4,400万円など、全体で11億1,000万円余りを計上しております。

また、町債については、臨時財政対策債を除き、6億3,500万円を計上しております。

一方、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種事業や人口減少防止対策の要である駅東区画整理事業や健康・福祉などの拠点となる健康福祉センターの建設、出生支援として不妊治療・出産支援事業、子ども子育て支援事業等を展開しつつ、重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、子育て支援関係事業、魅力づくり事業、災害に強いまちづくり事業、町制施行60周年記念事業、原子力災害対策関連事業とした6分野と、第6次総合計画における行政分野別施策として、6つの重点事業に取り組むこととしております。

初めに、主要事業の新型コロナウイルス感染症対策事業としては、ワクチン接種事業、ワクチン接種体制確保事業、プレミアム付き商品券発行事業で、総額4,743万3,000円、子育て支援関係事業として、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、子育て世代包括支援センター機能拡充事業、不妊治療費助成事業などで、総額2,174万5,000円、魅力づくり事業として、障がい者地域活動支援事業、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業、都市再生整備計画事業、DX推進事業、証明書コンビニ等交付事業などで総額2億5,026万7,000円、災害に強いまちづくり事業として、成田地区水害対策事業、成田地区遊水地事業、県中防災訓練事業などで、総額1,708万7,000円、町制施行60周年記念事業として、町制施行60周年記念式典事業、全国田んぼアートサミット開催事業、文化講演会事業の拡充などで、総額3,318万4,000円、原子力災害対策関連事業として、ふくしま森林再生事業、食品等モニタリング事業、風評被害対策事業などで、総額4,794万9,000円などの事業に取り組むこととしております。

次に、令和4年度が初年度となる第6次総合計画における行政分野別施策としては、“全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり”では、健康福祉センター建設事業、認定こども園等運営事業、障がい者・高齢者福祉事業などで、総額46億5,045万7,000円、“未来を拓き、次代を担う人づくり”では、鏡石二小整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業、情報化教育推進事業などで、総額3億3,801万2,000円、“助け合いの心でつなぐ地域づくり”では、町制施行60周年記念イベント事業、交通安全対策事業、防犯対策事業などで、総額5,126万5,000円、“にぎわいと魅力にあふれるまちづくり”では、儲かる農業、かがみいしファン

クラブ事業、緊急浚渫推進事業などで、総額 3 億 3,450 万 4,000 円、“安全安心で快適な環境が整うまちづくり”では、鏡石駅東第 1 土地区画整理事業、地方公営企業法適用事業、粗大ごみ戸別収集事業などで、総額 16 億 9,996 万 7,000 円、“まちづくりを支える持続可能な行政運営”では、電子自治体化推進事業、こおりやま広域圏ロボット自動化導入事業、マイナンバーカード交付円滑化事業などで、総額 2 億 336 万 8,000 円、これらの事業を取り組むこととしております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第 207 号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定につきましては、農産物加工等の施設設置や管理運営に関する規定を定めるものであり、議案第 208 号 個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成のための関係法律が改正され、行政機関関係の個人情報の保護に関する法律が廃止されたことにより、条例で引用している法令を改正するものであり、議案第 209 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の通勤手当の上限額を改定するため所要の改正を行うものであり、議案第 210 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県内旅費の日当について支給するためのものであり、議案第 211 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正により未就学児の均等割を減額する改正であり、議案第 212 号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、本町が特区の税制上の対象区域から除外されたことにより廃止するものであります。

議案第 213 号 町道路線の認定及び変更につきましては、認定 1 路線、変更 5 路線を道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 214 号 令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、交付税の清算や国の補正予算対応、環境組合ごみ処理最終処分場の事業確定による事業費清算などにより、総額 1 億 8,827 万 7,000 円の増額補正予算であります。また、今年度の繰越明許費として、登記課税連携システム構築事業など 10 件、総額 3 億 1,599 万円の設定をするものであります。

議案第 215 号 令和 3 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、保険基盤安定負担金確定による減額補正予算であり、議案第 216 号 令和 3 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、保険料の増による増額予算であります。

議案第 217 号 令和 3 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、国庫金と県費の組替え、施設給付費と居宅サービスの組替えであり、予算の増減はありません。

ん。

議案第218号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、国の一次補正予算に対応したもので、区画整理地内の道路築造が主なものとなっております。

議案第219号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきましては、貸付費実績確定による減額予算であり、議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、災害復旧事業費確定による減額予算であり、議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、遊水地計画に伴う管渠改築設計見送りによる減額予算であり、議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、浄水場建設工事費の確定による減額補正予算であります。

議案第223号から議案第233号までの11議案については、令和4年度の各会計当初予算案であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認・議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） ここで、換気のため、5分間休議といたします。

休議 午前11時06分

開議 午前11時13分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第207号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、菊地勝弘君。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

このたびの条例の制定につきましては、町の農産物等を収穫し、乾燥、調整することを目的とした乾燥、調整施設において、農業を魅力ある仕事とするため、農業施設を適正に管理

するための規定や利用に関する条例を制定するものであります。

次のページをお願いします。

鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条は、鏡石町農産物加工等施設設置に係る法的根拠及び設置目的である農産物を収穫し、乾燥、加工、開発、研究に資するための設置する目的と法的根拠について規定し、第2条では、現在改修工事を行っている旧笠石収出荷所の名称を鏡石町アグリセンターとし、位置を鏡石町中町672番地と規定し、第3条では、加工等施設において実施する事業について規定し、第4条では使用の許可、及び第5条では使用許可の制限を規定し、第6条では、使用許可の取消しをすることができる基本的な事項について規定するものです。

議案書3ページをお願いします。

第7条では、加工等施設の使用について指定管理者を指定できること、指定管理とした際の指定管理者が行う業務を規定するものです。

第8条では、加工施設等の使用料について規則で別途定めることとし、指定管理者を設定する際には、利用料金として指定管理者の収入とすることができることを規定し、第9条では使用料の減免、第10条では賠償責任についてそれぞれ規定し、第11条では、加工等施設を適正に維持管理するための規定であります。

次のページをお願いします。

第12条においては、条例の施行に関して別途規則で定める委任規定を設けるものです。

以上、12条で構成する条例となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第207号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第208号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第208号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第208号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によりまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護法に統一されることになったことによるものでございます。これによりまして、関係法律を引用しております本条例を改正するものでございます。したがいまして、文言の整理のみで、条文の内容についての変更はございません。

具体的には、ここに書いてありますように、第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改め、同条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第208号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第208号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第209号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第209号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第209号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、通勤手当におきます上限額を改正するものでございます。

具体的には、ここにありますように、第11条第2項第2号中「5万7,800円」を「6万700円」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第209号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第209号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第210号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第210号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第210号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、福島県内における旅費の日当につきまして、定額の2分の1であります1,300円を支給するものであります。ただし、町に隣接する市町村につきましては支給しないものとするものでございます。

具体的には、ここにありますように、第18条第2項中「福島県内の市町村」を「須賀川市、矢吹町、天栄村及び玉川村」に改め、同条に次の1項を加える。3項、前項に規定する市町村以外の福島県内の市町村の旅行の場合における日当の額は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、別表第1の定額の2分の1に相当する額とする。附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第210号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第210号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第211号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第211号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま上程されました議案第211号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、世帯内に未就学児がいる場合に均等割を5割減額し、その減額相当額を公費で支援するものです。これに伴い、地方税法施行令に新

設された減額基準に従い、本改正により同様の減額措置を行う見直しが必要となることから、改正に合わせた字句、条項の整備を行うものです。

議案書9ページをお願いします。

本則の本文につきましては、法改正に伴う文言等の整理、統一を行うものです。

第5条の2第1項につきましては、今回の改正に伴う参照条文の改正による文言等の整理です。

第6条につきましては、法改正に伴う文言等の整理、統一を行うものです。

第13条第1項につきましては、未就学児の減額額が追加されたことによる文言の修正を行うものです。

第23条につきましては法改正による文言等の整理、及び第2項につきましては、減免世帯にさらに半額に減免する内容をそれぞれ追加するものでございます。

議案書10ページをお願いします。

第23条の2につきましては、法改正によって参照条文の改正による文言等の整理です。

附則第2項から第4項及び附則第6項から第8項につきましても、法改正によって参照条文の改正による文言等の改めによる整理でございます。

附則としまして、第1項で、第24条等につきましては令和4年4月1日から施行するものとし、第2項の経過措置としまして、この条例による改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものです。

以上、上程されました議案第211号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第211号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第212号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第212号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま上程されました議案第212号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書11ページをお願いします。

このたびの条例廃止につきましては、東日本大震災復興特区区域法の一部改正に伴い、本町が福島産業復興投資促進特区の税制上の特例措置の対象区域から除外されることにより条例を廃止するものです。

附則でございますが、第1項で、施行日を交付の日とし、経過措置としまして、第2項では、既に課税免除決定されている資産につきましては、条例廃止後も引き続き課税すべき年度から5年間は減免し、第3項で、令和3年1月1日から同年3月31日までに取得した資産につきましては、令和4年度の課税となるため、廃止される条例の規定を引き継ぐものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月31日までに取得予定だった資産を遅れて取得した場合においても、廃止される条例の規定を引き継ぐものでございます。

以上、上程されました議案第212号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第212号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第213号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第213号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第213号 町道路線の認定及び変更について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

このたびの町道路線の認定及び変更につきましては、国道4号鏡石拡幅の全線供用開始に伴う接続道路路線の認定及び既存町道の起点、終点の変更を行うものであります。路線の認定が1路線、変更が5路線でありまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書14ページをお願いいたします。

認定でございます。番号1、路線名、笠石566号線、起点、中央36番先、終点、中央33番先。延長が71.5メートル、幅員4.0メートルから7.0メートルでございます。

次に、変更でございます。

番号2、区分が、変更前が、路線名が鏡田86号線、起点、鏡沼202番先、終点、鏡沼99番先。延長392.0メートル、幅員5.0メートルから5.7メートル。これが、変更後でございます、路線名は同じでございます。起点、鏡沼216番2先、終点、鏡沼99番先。延長446.4メートル、幅員が5.0メートルから5.7メートルとなっております。

以下、3番、4番、5、6と4路線でございます、記載のとおりの変更でございます。

以上、議案第213号につきまして、提案理由を申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第213号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第214号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第214号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第214号 令和3年度鏡石町一般会計

補正予算（第10号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、国の第1次補正予算への対応、須賀川地方保健環境組合の最終処分場事業費確定及び年度末事業費確定に伴う予算の整理並びに繰越明許費、継続費、地方債に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,827万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,342万9,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は継続費の補正、第4条は地方債の補正であります。議案書19ページをお願いいたします。

議案書19ページ、第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、2項徴税費、事業名が登記課税連携システム構築事業、金額1,600万円ほか9件、合計で3億1,599万円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

次のページ、20ページをお願いいたします。

第3表、継続費補正であります。1、変更といたしまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、健康福祉センター建設事業の年割額を令和4年度分、10億4,040万円を9億7,104万円に減額し、追加といたしまして、令和5年分として6,936万円とするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、1、変更といたしまして、事業名、町道整備事業費の限度額を9,430万円から1億3,930万円に増額、変更するものであります。

詳細につきましては、24ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、時間の関係により、議案第214号につきましては説明までとし、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第214号についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番(小林政次君) 1点だけお尋ねいたします。25ページなんですけれども、13款の1項使用料、定住促進住宅の使用料ですけれども、174万4,000円の減額ということで約5%になっているんです。だから、これの理由、変えるのが多いのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長(古川文雄君) 質疑に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

[総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇]

○総務課長兼上下水道課長(橋本喜宏君) 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの174万4,000円の減になりますが、当初予算では入居人数を37名で積算しておりましたが、出入りが途中でもありましたが、現在としては35名で入居者が減っているという現状でございます。滞納につきましても、過年度分で5名ほど、現年分で9名ほど、過年度分につきましても160万強、現年度につきましても87万程度の滞納がございまして、今回の使用料の減というふうな形になっております。

以上でございます。

○議長(古川文雄君) 他に質疑ありませんか。
11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) お尋ねをいたします。ページは43ページです。施設管理費の中で、説明の中で、町民プール関係委託が450万の増額になっています。これは燃料費ということで説明があったんですけれども、燃料費の予算だけで450万なのか、それともほかの経費が含まれているのでしょうか。さらに、燃料費全体では幾らくらい予算に計上されてきたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(古川文雄君) 質疑に対する執行の答弁を求めます。
教育課長。

[教育課長 根本 博君 登壇]

○教育課長(根本 博君) 11議員のご質疑にご答弁します。

今回、町民プールのリスク負担としまして燃料費の分を計上しております。こちら、当初1リッター当たり72.50銭で協定単価を設定したところでございますが、現在の高騰によりまして、平均で年間で86.90で積算をしているところでございます。当初、合計いたしますと1,290万での購入単価で予想していましたが、現実的には1,550万程度の購入費という形になります。ご存じのように大分燃料が高騰してございます。それを見据えてのリスク分担となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私は、20ページの第3表の継続費補正について質問させていただきます。

これは、特に健康福祉センターの工期の延長による継続費の補正でありますけれども、全般にわたっても言えることでもありますけれども、私は以前から何度も工期に関して指摘しております。私が思うには、工期と安全管理は絶対に守らなければならない受注者の事項であります。そういった面から見ますと、既に数か月延長されるということしておりますけれども、私が懸念するのは2つほどございます。

1つは、入札の時点でこの工期が例えば現在の工期になっていれば、延長した工期になれば、より多くの業者が入札に参加できたと思われまして、また、町執行としてもより多くの方々から選択肢が得られたのではないかなと、私はその辺をまず1つ指摘しておきます。

それと、入札時点で工期が延長されることが分かっていたのかどうかということなんです。というのは、入札時点で質問書というのが添付されるはずであります。そういった場合には工期について、一般的にはもちろんコロナについて、また材料の高騰について、職人の不足について、もしかすると受注する予定の会社の工程、日程、従業員の数、一級建築士の数、そういったものを全て考慮してふだんは入札に参加するわけでありまして。それが、入札して間もなく数か月の延長ということになりますと、既に自分たちはそういった考えで入札していたのかなと思われまして。ということは、公正な入札ができていないおそれもあります。そういうことはないとは思いますが、そういったことを鑑みますと、この工期延長について、気持ちが平らな感じではなかなか受け入れることができないわけでありまして。

そこで、今私が話しました入札の時点でそういったこと、できなかったのか。もしかすると、ふるさと支援機構という立派な企業が監理しておりますからそういったことはないとは思いますが、甘い設計の段階だったのかなと私は思っております。その辺について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの工期の関係、議案書の20ページの継続費の関係でございますが、入札時点での工期延長の想定は予測はできたかどうかという1点目でございますが、入札時点で

はコロナ関係が大分落ち着いてきたというようなことも頭に置きまして、設計者であります一般財団法人ふくしま市町村支援機構のご意見をいただきながら、あと社会情勢等を見ながら、工期は最終的には設定はしたわけですが、やはりその時点でもっと情報収集して弾力的に考えればよかったのかなということでは、私としては大変反省をしております。

2つ目ですが、入札時の質問書の関係でございます。各社から工期の延長につきましては正式に質問書ではございました。町としての回答としましては、それぞれ業者の発注や契約状況を見ながら、変更もあり得るといような回答をしております。総体的に、全体的に見まして、非常に私の考えが甘かったのかなということは否めませんが、こういった事態に、年明けからオミクロン株の第6波が来まして、なかなか物流なり製造なり何なりの情報が停滞とか遅れているとか、製造を見合わせていますとか、いろんな情報が入ってきましたので、支援機構等とまた打合せしながら、あと国・県のそういった受注者と発注者の工事契約に係る資料等を取り寄せながら、今回、工期延長というようなことで判断をさせていただきました。

工期を延長したからといって、その期間で終わらせればいいということではございませんので、一日でも早い完成は当然課題でございますので、受注者、発注者、あと工事監理の機構とも合わせて三者一体となって努力していきたいといようなことで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の再質疑を認めます。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまの答弁、よく理解できました。

ただ私、先ほど1件間違っていましたので訂正いたします。支援機構の名前、間違っていましたので。

あと、今後この福祉センターやいろいろな工事があります。その件に関しても、明日の一般質問で詳細について論じたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番の渡辺でございます。

43ページ、お願いします。

鳥見山陸上競技場トラック改修設計業務委託なんですけれども、92万1,000円の減額、これは、私たち常任委員会で陸上競技場のトラックなどをつぶさに視察したところでございます。この総務設計業務委託の減額の元は幾らだったのか、なぜこれの92万1,000円が減額になったのかの理由をお知らせください。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 7番議員のご質疑にご答弁します。

鳥見山陸上競技場トラック改修工事でございますが、こちら、契約実績額が698万5,000円ということで、当初予定698万5,000円が契約金額でございます。当初予算額よりも92万1,000円少ない契約金額となりますので、そちらの実績に伴う減額ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっとお尋ねを申し上げます。11番議員ですが、先ほど小林議員のほうから質問がありました定住促進住宅の問題でございますが、これ、当初では、補正前は、定住促進住宅等維持整備基金積立金が1,000万7,000円になっていたのが2,500万7,000円に増額になっているのはどういう理由からなんだろうということが1点と、もう一つは、この中には、定住促進住宅等となっていますから、町営住宅のほうも入っているのかどうか、2点についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

こちらの36、37ページの積立金の中で、1,500万の増加の理由につきましては、36ページにあります町営住宅使用料と定住促進住宅使用料を併せ持った形のもので積み立てると。この町営住宅の使用料については、ここになぜぶつけるのかという話になりますと、42ページのほうに公債費で元金利子がございますが、そちらのほうにつきましてはこちらのほうで町営住宅使用料をぶつけておりましたが、その上にあります公営住宅家賃対策補助金につきまして今回歳入がございました。こちらのほうは災害公営住宅に入居されている方の住宅の使用料を抑えるために減額しておりますが、そちらのほうに国庫金がぶつかるようになりましたので、そちらを充当した関係でこちらの公債費の部分を下げて、町営住宅の使用料につきましては定住促進住宅等維持整備基金のほうに充当したものであります。

ご質問の2番目にありますように、定住促進住宅等維持整備基金の内容につきましては、定住促進と、あと町営住宅の維持管理関係の基金でございますので、そちらのほうに今後使

っていきたいというように考えております。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 私のほうから2点ほどお伺いします。

1つは、29ページの財産管理の項目の説明の部分で、202進化する鏡石実行プロジェクトがあるんですが、1,300万ほど計上されております。ここの中で駅東口整備実施設計業務委託、1,000万減額になっております。これは、本来であればもう出ていなくちゃならないものなんでしょうけれども、まだこれが上がってこないということは、どのような駅東の設計をされているのか。そういうのが、図面でも私らのところにもまだ明示されていないと思うんです。概略を、図面でも、我々のほうに説明してやっていくべきじゃないかと。そして、このように遅れている理由と、できたらばいち早く図面を我々のほうに説明してくれるように求めるものでございます。

もう一点は、35ページの3款の都市計画費、これ一番下になりますが、県中都市計画図更新事業です。これ、新たな県中地区都市計画ができていいのか、それとも、これは前のものの更新だから新しくつくり変えることだと思っんですが、この600万ほど減額になってますが、これも遅れております。ですから、これらもできたらば私どものほうにも提示するなり、あるいは配付するなりというような対応をして、町づくりがどんなふうに進んでいくのか進めることを求めるものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

29ページの進化する鏡石実行プロジェクトの中の駅東口整備実施設計業務委託の内容につきましては、こちらのまず減額内容につきましては、この実施設計をやる際に当初、開発許可等の申請が必要と思っましてこちらのほうに設計上げていたんですが、今回設計上げる中でこちら、開発許可の申請が必要なかったということで1,000万ほどの減額となっております。

あと、駅東の整備のイメージにつきましては、以前の全員協議会等でご説明申し上げておりますが、実施設計の細かいところまでは確かに我々のほうとしては説明していなかった部分があったので、早急にこちらのほうにご説明申し上げたいと思っます。

なお、パース、東口のイメージ図につきましては広報等でも掲載しておりますので、そちらのほうにつきましては、そのような形で公表しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

県中都市計画図更新業務委託で950万、今年度計上していた予算、削減するわけでございます。これにつきましては、現在使っております県中都市計画図の基になっている白図のところ、平成14年につくったものでかなり古いものであるので更新をしたいということで、計画をして約3年かけて町内の図面を新しくする予定でございました。それを進めているときに福島県のほうから、福島県のほうで補助事業のような形で図面の更新をするものがありますよということでございまして、それですと全体の工事費で約半分ぐらいの費用で更新業務ができるということになってございましたので、今回町単独でやろうとしていた業務を1年ちょっと遅らせて、来年度から県の費用を使って経費を削減した上で更新の図面をつくりたいというふうに方向を転換したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

9番、今泉文克君の再質疑を認めます。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 35ページの県中地区都市計画について、ただいま担当課長から説明いただきまして、内容については理解をさせていただきました。

しかし、この一番大きいのは2万5,000分の一ぐらいになるんですか、もっと大きくなるんですか、あれは。よく掲示板に、黒板なんかに掲示して我々に説明する大きいものなんていうのは。それで、それが14年からずっと早々、もう長くなっていますし、だから私たち新しい議員もおいでになりますし、我々もそれを分からないと説明の仕方も、町民に対してもないものですから、私ら議員にも1部くらいずつでいいですから、それらをできましたらば配付していただけるように強く求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 先ほどもご説明申し上げましたとおり、今現在、都市計画図の基図となっているものは平成14年のものということで、今現在の地形や道路網等とちょっとずれているところが多々あるのかと思います。これを受けて新年度より都市計画図の更新を行いますので、できましたものは配付させていただきたいというふうに考えてございます。

ので、よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 先ほどもお話があったんですけども、再度私のほうから尋ねたいと思います。

29ページ、先ほど今泉議員からも質問ありましたが、私はちょっと別な観点から質問したいと思っております。実は、あその場所に先日行ってまいりました。まだ更地になっておりまして、更地の中には10台から20台ぐらいの古い自転車が放置されてあります。放置というよりも片づけてありました。そこに岩瀬農業高校生の自転車がちょうど50台ぐらい、私数えましたところありました。ここは屋根がかかかっていないところであります。ということをお知らせすると、大分以前から、町としてはあそこに自転車小屋を造る予定だったと私は伺っております。ただ、今回いろいろな土地の利用を再検討しているということなんだと思いますけれども、4月からは新しい学生さんも入ってまいります。

そういったことから考えますと、バスで行っている方もおりますけれども、自転車で通学する方が大変多いということです。そこに雨が降ったり雪が降ったり、そういった場合に、屋根のないところに岩瀬農業高校の生徒さんが車、50台ほど置いてあるということを考えますと、やっぱりそういった環境から考えますと、いろいろな計画がありますのは分かりますけれども、この自転車小屋に関してはぜひ早めに対応できるような形を取っていただきたいと思っておりますので、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

確かに駅東側の駐輪場、いっぱいになっている部分もあります。そちらにつきましては、年に1回ほどいろいろと防犯の登録から照会しまして、整理をしている最中でございますので、そちらのほうと並行して、あと、この整備計画の中にも駐輪場は整備する予定です。ただ、いつやるかという話になると財源の話等もありますので、その間にどういうふうにするかは、議員のおっしゃるようはこちらのほうで仮に駐輪場の屋根つきを置くのか、それとも別の場所にするのかは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第214号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第10号）の件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は挙手にて採決を行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第215号及び議案第216号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま一括上程されました議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書44ページをお願いします。

まず初めに、議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国・県の補助金、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ582万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,358万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、50ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（倉田知典君）** 続きます。議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、保険料の増及び国・県の保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,220万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、60ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（倉田知典君）** 以上、上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第215号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第216号 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第217号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第217号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第217号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書64ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入については国・県の財源の組替え、歳出につきましては介護サービス等費用の実績によりまして費目間の組替えでございます。歳入歳出の補正の金額はございません。

詳細につきましては、70ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、議案第217号の提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第217号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第218号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第218号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第218号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書79ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の第1次補正予算による道路築造工事の増額補正予算であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,652万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,233万5,000円とするものでございます。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しできる経費を計上

するものであります。

第3条では、地方債の補正でございます。

82ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、金額、8,400万円でございます。今回の国の第1次補正予算の分を全て翌年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正では、区画整理事業費について、限度額の補正前6,210万円を9,020万円に総額変更するものでございます。

詳細につきましては、86ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 以上、議案第218号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第218号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第219号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第17、議案第219号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計

補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第219号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

91ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、育英資金の貸付け額の確定及び育英資金への寄附によるものであり、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、96ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（根本 博君） 以上、議案第219号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第219号 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第220号及び議案第221号並びに議案第222号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第18、議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第19、議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）並びに日程第20、議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の議案3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案3件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、橋本喜宏君。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） ただいま一括上程されました議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）並びに議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の100ページをお願いします。

議案第220号でございます。今回の補正予算は、主に昨年2月に発生しました福島県沖地震の災害復旧工事の工事完了に伴う減額補正予算でございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,551万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 続きまして、議案書111ページをお開きください。議案第221号でございます。

今回の補正予算につきましては、主に国庫補助事業の事業完了等に伴う減額補正でございます。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,830万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 続きまして、議案書121ページをお開きください。

議案第222号でございます。

今回の補正予算につきましては、鏡石の新上水場建設費の今年度分の事業が確定したことによりまして減額の補正と、それに伴います継続費の年割額の補正が主なものでございます。

第2条で、収益的収支につきましては営業費用に3,000円を追加し、それを予備費で調整するものでございます。

第3条におきましては、資本的収支におきまして建設改良費を1億円減額し、その財源であります企業債を9,500万減額するものでございます。それと同時に、過年分損益勘定留保資金を7,899万8,000円とするものでございます。

第4条では、企業債の限度額を9,500万ほど減額するものでございます。

次ページをお願いします。

第5条におきましては、3条で減額しました工事費を次年度に増額する継続費の補正でございます。

内容につきましては、事項別明細にてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 以上、一括上程されました議案第220号及び議案第221号並びに議案第222号につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 金額は少ないんですけども、一応お尋ねいたします。

107ページの歳入なんですけれども、それで1款と2款、受益者負担金と使用料の滞納繰越分が先ほどの説明では実績によるということだったんです。意味があまり分からないんですけども、ということは徴収できなかったのか、不納欠損するのか、それとも何か別の理由があるのか。あと、農集排も一つ同じです、117ページ、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長、橋本喜宏君。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

確かに実績と申しましたが、滞納繰越、努力もしないで落とすのかというお話だと思いますが、現在やはり新型コロナ等の関係で臨戸徴収等を控えております。督促につきましては、

法令どおり納期の二十日を境に出しておりますが、催告等につきましては、年に一、二回実施しております、それでもなかなか収益が上がらないという現状から、現状を見据えた形でちょっとこのような形で減額させていただいたというのが現実でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第220号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第221号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第222号 令和3年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 2時11分

開議 午後 2時20分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第223号～議案第233号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第21、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算から日程第31、議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案11件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第223号 令和4年度鏡石町一般

会計予算ほか議案第224号から議案第232号までの令和4年度特別会計予算9件及び議案第233号 令和4年度上水道事業会計予算の11件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億円と定めるものであります。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページ、第2表といたしまして、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業ほか1件の期間、限度額についてについて定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、6ページ、第3表といたしまして社会福祉施設建設事業費ほか9件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものであります。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲について定めるものでございます。

次に、2ページ、第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページ、歳入でございまして。

1款町税といたしまして15億3,872万1,000円、2款地方譲与税としまして6,522万4,000円、3款利子割交付金としまして80万円、4款配当割交付金としまして300万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして200万円、6款法人事業税交付金としまして2,150万円、7款地方消費税交付金としまして2億7,400万円、8款環境性能割交付金としまして500万円、9款地方特例交付金としまして1,800万円、10款地方交付税としまして15億7,339万1,000円、11款交通安全対策特別交付金としまして120万円、12款分担金及び負担金としまして5,181万8,000円、13款使用料及び手数料としまして5,013万4,000円。

3ページをお願いいたします。

14款国庫支出金としまして8億2,542万7,000円、15款県支出金としまして5億254万9,000円、16款財産収入としまして143万6,000円、17款寄附金としまして2,500万1,000円、18款繰入金としまして12億9,654万3,000円、19款繰越金としまして3,000万円、20款諸収入としまして7,935万5,000円、21款町債としまして7億3,490万円、22款自動車取得税交付金としまして1,000円、合わせまして歳入合計71億円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、歳出でございまして。

1款議会費としまして8,027万6,000円、2款総務費としまして8億3,163万5,000円、3

款民生費としまして28億8,712万6,000円、4款衛生費としまして4億1,510万8,000円、5款労働費としまして634万6,000円、6款農林水産業費としまして3億7,728万8,000円、7款商工費としまして1億9,248万3,000円、8款土木費としまして9億23万7,000円。

5ページをお願いいたします。

9款消防費としまして2億5,049万9,000円、10款教育費としまして6億7,899万8,000円、11款災害復旧費としまして4,000円、12款公債費としまして4億5,000万円、14款予備費としまして3,00万円、合わせまして歳出合計が71億円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

1ページ、まず初めに、議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,560万9,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページ、まず歳入であります。

1款国民健康保険税から8款町債まで記載のとおりであります。1款国民健康保険税が1億7,005万2,000円、3款県支出金9億6,132万8,000円、5款繰入金3億371万円、合わせまして歳入合計14億3,560万9,000円であります。

次に、3ページになります。

歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主なものとして、2款保険給付費が8億9,880万円、3款国民健康保険事業費納付金が3億2,670万2,000円、5款保健事業費が3,093万3,000円、8款諸支出金が1億6,154万7,000円、これらを合わせて歳出合計が14億3,560万9,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、29ページをお開き願います。

29ページ、議案第255号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,972万6,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、30ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

30ページ、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款後期高齢者医療保険料が9,766万8,000円、3款繰入金が3,115万5,000円、合わせまして歳入合計が1億2,972万6,000円であります。

次、31ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,675万4,000円、合わせまして歳出合計が1億2,972万6,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開き願います。

43ページ、議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,510万9,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、44ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

44ページ、歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が2億5,380万4,000円、3款国庫支出金が2億6,166万1,000円、4款支払基金交付金が3億198万8,000円、5款県支出金1億6,757万5,000円、7款繰入金1億6,888万2,000円、合わせまして歳入合計が11億5,510万9,000円あります。

45ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしまして、2款保険給付費が10億8,881万3,000円、5款地域支援事業費が5,260万

3,000円、合わせまして歳出合計が11億5,510万9,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開き願います。

71ページ、議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8万5,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、72ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

72ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款繰越金8万3,000円、合わせまして歳入合計が8万5,000円であります。

次、73ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、合わせまして歳出合計が8万5,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、83ページをお願いいたします。

83ページ、議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,453万8,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、84ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

84ページ、歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,453万3,000円、合わせまして歳入合計が4,453万8,000円あります。

85ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款総務費が2,325万円、3款諸支出金が2,062万円、合わせまして歳出合計が4,453万8,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、95ページをお願いいたします。

95ページ、議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,657万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、98ページの第2表といたしまして、区画整理事業費の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、96ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

96ページ、歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が1億9,976万3,000円、3款国庫支出金が1,200万円、5款町債が2,480万円、合わせまして歳入合計が2億3,657万円であります。

97ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款事業費が2億2,075万4,000円、合わせまして歳出合計が2億3,657万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、113ページをお願いいたします。

113ページ、議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562万5,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、114ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

114ページ、歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が302万2,000円、3款諸収入が259万9,000円、合わせまして歳入合計が562万5,000円であります。

次、115ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が562万円、合わせまして歳出合計が562万5,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、125ページをお願いいたします。

125ページ、議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,984万9,000円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、128ページ、第2表、債務負担行為といたしまして水洗便所改造資金利子補給事業（令和4年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、128ページ、第3表、地方債といたしまして、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、126ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

126ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が1億5,507万7,000円、5款繰入金が1億9,402万3,000円、8款町債が2億3,175万1,000円、合わせまして歳入合計が6億2,984万9,000円であります。

127ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1億3,845万円、2款事業費が1億7,888万3,000円、3款公債費が3億1,070万円、合わせまして歳出合計が6億2,984万9,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、145ページをお願いいたします。

145ページ、議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,223万2,000円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、148ページ、第2表、債務負担行為といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（令和4年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、148ページ、第3表、地方債といたしまして、資本費平

準化債ほか2件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、146ページ、第1表によりご説明を申し上げます。

146ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款国庫支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、4款繰入金が5,114万5,000円、7款町債が2,780万円、合わせまして歳入合計が9,223万2,000円であります。

147ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、1款総務費が4,253万1,000円、3款公債費が4,900万円、合わせまして歳出合計が9,223万2,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、165ページをお願いいたします。

165ページ、議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数4,890戸、年間総給水量が129万2,860立方メートル、1日平均給水量3,542立方メートル、主要な建設改良事業が第5次拡張事業5億2,640万円と定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1項営業収益が2億8,793万9,000円、営業外収益が1,045万7,000円、特別利益が1,000円の合計といたしまして、水道事業収益が2億9,839万7,000円であります。

次、支出の部、第1項営業費用が2億8,638万9,000円、第2項営業外費用が3,890万5,000円、第3項特別損失が10万1,000円、第4項予備費が100万円の合計といたしまして、水道事業費用が3億2,639万5,000円であります。収入の部と支出の部の差額につきましては、177ページに記載があります剰余金で補填をするものであります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を6億2,560万円と定め、次、166ページをお願いいたします。

資本的支出の部を7億3,321万4,000円と定め、また、165ページの第4条の2行目のほうに戻っていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

第4条の2行目、不足する額1億761万4,000円は過年度分損益勘定留保資金4,789万6,000円、建設改良積立金5,000万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額971万8,000円で補填するものであります。

また、大変申し訳ございません、166ページをお願いいたします。

166ページ、第5条、企業債につきましては、第5次拡張事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を2億5,800万円と定め、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、棚卸資産の購入限度額を1,096万7,000円と定めるものであります。

以上、令和4年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

ただいまは副町長のほうから令和4年度の予算について説明いただいたわけでございます。その中で私は、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算に対する修正の動議を提出したいと思いますので、どうか議長においては賛成者の同意書をもって提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） ただいま、9番、今泉文克議員から、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。動議は2名以上で、賛成者がありますので成立いたします。

ここで、修正動議配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 2時49分

開議 午後 2時57分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算に対して、9番、今泉文克君ほか1名から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

したがって、この修正の動議を議案第223号と併せて議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、今泉文克君。

[9 番 今泉文克君 登壇]

○ 9 番（今泉文克君） 9 番、今泉でございます。

ただいまは私どもの提案いたしました修正動議上程にご同意いただきましてありがとうございます。

それでは、内容について説明を申し上げます。

お手元の資料に基づきます。

令和 4 年 3 月 3 日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

議案第 223 号 令和 4 年度鏡石町一般会計予算に対する修正の動議でございます。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び鏡石町議会会議規則第 16 条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

提出理由。

田んぼアート関係のモニュメントの設置については、令和 2 年 9 月の第 4 回議会定例会において、鏡石まちなか魅力磨き上げ事業（地方創生臨時交付金事業）としてモニュメント 5 基分の事業費の補正予算 1,500 万円が、事業への理解が得られないとして見送られました。

その後、令和 3 年 3 月の第 3 回議会定例会において、改めてモニュメント 2 基分を設置する事業費の補正予算 696 万円（地方創生臨時交付金事業）が可決され、今年度、2 基のモニュメントが設置されたところでございます。

予算書の 77 ページの観光費に記載するところでございますが、こうした中、令和 4 年度も観光プロモーション推進事業の中で、田んぼアートモニュメント設計・設置工事費 546 万 4,000 円が計上されていますが、これ以上のモニュメント設置は、事業への理解が十分得られていないと考えられます。町なかを歩くと多くの町民の方々あるいは有識者の方々からも、今この大変なときに、さらなるその財源となる地方創生臨時交付金については、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策費としてほかに活用すべきである。

また、以上の理由から、議案第 223 号 令和 4 年度鏡石町一般会計予算に対する修正案を提出するものである。

次ページに入ります。

議案第 223 号 令和 4 年度鏡石町一般会計予算に対する修正案。

議案第 223 号 令和 4 年度鏡石町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中、「71 億円」を「70 億 9,453 万 6,000 円」に改める。

第 1 表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、金額 8 億 2,542 万 7,000 円、これを 8 億 1,996 万

3,000円、歳入合計70億9,453万6,000円。

歳出、7款商工費、1項商工費1億9,248万3,000円を1億8,701万9,000円に改め、歳出合計71億円を70億9,453万6,000円に改めるものでございます。

なお、詳細については参考として3ページに添付してありますので、ご参照いただければと思います。

私のほうからの上程理由は以上でございます。どうかご審議いただきまして、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより修正の動議を含めた議案11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 一般会計予算書の6ページです。

一番上の第2表の債務負担行為でございます。

これの県営高久田地区経営体育成基盤整備事業、これは4年から9年度ということで6年間、限度額が3億8,434万円となっておりますけれども、これの内訳をお願いしたいということで、全体の総事業費、それからその内訳として国が幾らか、県が幾らか、町が幾らか、地元が幾らか、これ負担割合、パーセントと金額をお願いします。それから、総面積です。何ヘクタールあるか。それから、10アール当たりの地元の分担金が合計で幾らになるか。よろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目としまして総事業費、こちらは17億4,700万円になります。17億4,700万円です。

次に、それに応じた負担額、まず国が8億7,350万円、次に県が4億8,042万5,000円、続いて町が1億7,470万円、最後に農家負担が2億964万円でございます。それぞれの負担率申し上げます。国が50%、県が27.5%、町が10%、農家が12.5%になります。

次に、この圃場整備の全体の面積であります。全体で64.8ヘクタールになります。64.8ヘクタールなので、総事業費17億4,700万円を割り返しますと、1反歩当たり約27万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小林政次君の再質疑を認めます。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほど、地元負担金20何万ですけれども、それはどのように徴収するんですか。それが1点と、あとちょっと聞きたいんですけれども、この修正動議と言いますけれども、この動議は動議でやるんですか、これから。先ほど一括ということ聞いたんですけれども、その辺お願いします。

○議長（古川文雄君） 動議も含めての質疑でございます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） 5番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

先ほどの農家負担金であります、JAさんを通しまして一括で借入れをします。借入先は日本政策金融公庫となっております。10年間据置きで25年償還という形なので、10年間は利息は発生いたしません。

この経営体育成基盤整備事業ですが、集積によって促進費というものが圃場整備後に支払われるということになりますので、この圃場整備の中で集積を図りつつ、負担金がかからないように農家の農地の集積を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番、渡辺でございます。

ただいま出された動議の中で、一番最後の裏の面で参考資料が記載されております。2番の歳入のことでお尋ねしたいと思います。

国庫支出金、2項国庫補助金、3目総務費国庫補助金、7節の区分、総務費補助金になりますけれども、説明の欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっておりますが、2,400万が1,900万に減らされておりますが、この新型コロナウイルス感染症対策、今日本ばかりでなく世界中でこのウイルス感染が問題になっているところでございます。その点で、ここで何で減らさなきゃならないのか、歳入の面で。その辺の説明を求めます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金546万4,000円ということで、モニユメントには来ております。だから、私はモニユメントに関わるこの費用をほかのコロナウイルスで困っている方々の新たなる事業とか、それから低所得者とか、コロナウイルスが感染しないようにする事業に、もし町にこれが来るのであれば差し替えるような対策を取るべきだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今のに関連しますけれども、一般会計の76ページの歳入に、新型コロナということで546万4,000円、これをモニユメントに使うようになっているんです。これをモニユメントに使う趣旨というのがちょっと分からないんですけれども、コロナ対策ということで、その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼上下水道課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 5番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回この新型コロナウイルスの臨時対策交付金、地方創生のものに関しましては、前も、今年度も2年度もありましたが、内容的にはウィズコロナとアフターコロナという内容に分かれておまして、ウィズコロナというのが現在コロナウイルスに対する直接的な対策でありまして、例えば県であれば、今、時短要請しているところの協力金とか、あと町であれば、感染症防止のための企業への負担金や家賃収入補助とかという形でございます。

アフターコロナ、要するにコロナが明けた後、いつになるか私も明言できませんが、コロナが終わった後に、今のうちにいろんな観光業も含めまして対策をしていいですよというような形で、それも一応金銭的な枠がありまして、もらった枠、全部そこに使えるわけではありませんので、その枠の中で今のところ配分しながら設定している交付金でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「休議お願いします」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 休議します。

休議 午後 3時17分

開議 午後 3時19分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和4年度鏡石町各会計予算の議案11件については、修正の動議と併せて質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度鏡石町各会計予算については予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和4年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、7番、渡辺定己君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の8名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午後 3時21分

開議 午後 3時29分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和4年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に11番、円谷寛君、同副委員長に5番、小林政次君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第32、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第14号及び第15号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

第 2 号

令和4年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年3月4日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員(1名)

8番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長兼 上下水道課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども 課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
都市建設課長	吉田竹雄君	教育課長	根本博君
会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸君	農業委員会 農事務局長	圓谷康誠君
農業委員 会長	菊地栄助君	選挙管理 委員会委員長	草野孝重君

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、8番、大河原正雄君の1名です。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

ここで、傍聴者記念表彰のため暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時02分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 初めに、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

第11回定例会で最初に質問をさせていただきます。私はこの一般質問、今回で121回目の質問になります。手前みそになりますが、この数字はちょっとほかにはなかなかない数字ではないかというふうに思っています。私は、この一般質問において、常に何者にも恐れず勇気を持って、長田町長、木賊町長、遠藤町長と3代にわたる町長と真剣なる論争を行ってきたと自負いたしております。

さて、ロシアのプーチン政権によるウクライナに対する侵略戦争が2月24日開始されました。自分たちの意に沿わないからといって、独立した他国を武力で攻撃することは到底許されないことであり、我々は断じて抗議しなければなりません。特に、国連の常任理事国という責任ある立場にもかかわらず核攻撃までちらつかせながら、脅迫しながら侵略戦争をしていることは到底許されることではありません。

まず、国連改革が必要だというふうに思っています。常任理事国の拒否権という特権をなくさないで国連は機能しない、こういうふうに思っております。第2次大戦後、戦勝国の大国5か国がこの常任理事国という特権を持っているがために、今、国連は機能しない状況にあります。なぜ、プーチンはこんなに悪辣極まる侵略戦争を始めたのでしょうか。

私はマスコミにはあまり出てこない背景があると思っています。それは、エリツィンとプーチンのロシアの首相と大統領は、ソ連邦解体のどさくさに紛れてソ連邦の国民が長年にわたって築き上げた富と財産を一部の特権階層に本当に二束三文でたたき売って、今のロシアの財閥をつくった犯罪的なことをやってきたわけでございます。これを告発した本もかつて出版されたことがございました。何としても政権を維持しないと自分が刑務所に入れられる、こういうことをやっているんです。だから、今も野党指導者を刑務所に入れたままでありますし、国民の視線を外国へ向けることがプーチンには必要不可欠なのだと思います。しかし、国民はこの強権政治の中で連日反戦デモを行い、7,000人以上の逮捕者も出ているとのことでもあります。しかし、抗議のデモは収まりません。

それにしても、唯一の戦争被爆国である日本が最先端に立って核兵器禁止条約の推進の側でもっと努力をしていたなら、世界はもっと違ったものになっていたと思うのに、プーチンをして核を脅迫の材料に戦争をさせてしまっていることは誠に残念と言わざるを得ません。

おまけに、この機に臨んで、安倍元首相はアメリカの核兵器を自国領土内に配備して総動員をする核共有政策を議論すべきだと発言していることであります。これは岸田首相も否定しているようにとんでもない話です。核を持つことは、戦争になればそこがまず攻撃目標にされるのですから、危険極まりないことだというふうに思います。

核攻撃をする場合、降伏を当然考えるのが戦争では当たり前の常識ですから、当然そこをつぶしてからやることになると思うのがなぜできないのか。安倍元首相の考え方は完全に間違っているというふうに思います。これに日本維新の会なども追随して核保有の議論を進めるべきだなどと言っていますが、これは到底、広島、長崎の被爆者ばかりでなく、日本国民としてやはりこの平和憲法の下でそういう発言は容認できないことだというふうに思っています。

ウクライナの人々の姿には誠に胸が痛みますが、これは決してプーチンの強さではありません。政敵を刑務所にぶち込み、自らは宮殿と呼ばれる住まい、なんでも7,000町歩もあるというところに別荘のような大変な豪邸を持っているそうでございますが、このスパイの経験で培った享樂の限りを尽くすプーチンのこれは、私は終わりの始まりだと思います。これは必ず終わりを迎えます。ただ、早いか遅いかだけです。

私は、日本には優れた古典文学がたくさんありますが、何といても平家物語が一番だと思っています。特に、その初めの言葉が世の中のことわりを示していると思っています。

「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰のこゝろをあらわす。おごれる者久しからず。ただ春の夜の夢のごとし。猛き人もついには滅びぬ、ひとえに風の前のちりに同じ。」

それでは、通告書に従って質問をいたします。私は前置きが長いといつも言われるんですけども、この質問通告書は非常に丁寧に通告をしてありますので、既に執行は十分検討されて、簡単明瞭な答弁をされるというふうに思いますが、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の第1は、成田遊水地計画への対応についてお尋ねをいたします。既に何回もこの件では質問しておりますが、私の地元である成田区における、私はただ一人の町会議員でございますので、何回でも、非常に有史以来の大問題でありますので質問をさせていただきたいと思ひます。納得をできるまでこの質問は続くというふうに思ひたいと思ひます。

ただ、私は前々からどうも、この遊水地計画という、遊水地という呼び方が大変気に入らないのであります。遊水地というと、近くにあるものでは須賀川の浜尾遊水地をイメージします。あれは農地やその他の雑種地などを、所有権はそのままにして、一部の市域権と申しますか、そういう権利だけを買うということです。私どもは、先日常任委員会で山形県の村山市に行ってまいりました。この市にも最上川に沿って大きな遊水地がございました。これも、農地はそのままにして30%ほど地役権の権利を払って工事をしたそうですが、我々が今、行われようとしている成田などの遊水地とは全くイメージが違います。農地はそのままにつくられているんですが、成田の遊水地は6メートルも水を貯める、これはダムですね。そして、雨が降ったら積極的に堰をつくって水を入れる。

私は前々から言っているんですけども、成田の住民が堰をつくって成田に水を入れてくれなんては誰も言っていないんですね。ただ、私も町長と議論してきましたけれども、この成田の住民が洪水のたびに命の危険を冒されるということは放置できないだろうと。これ高台にしかないんだというふうな議論をして、町長もそうだということになったわけですが、逆に国土交通省は町長から言われてこれはやるんですみたいな話をしているんですけども、これは全く違いますね。堤防を高くすれば成田に水は入ってこないんですよ。スーパー堤防をつくればね。これは下流の郡山や須賀川の洪水を抑えるための工事であるということは誰の目にも明白でありますから。成田住民だけがこの工事によって被害を被るということは断じてあってはならないというふうに思ひます。

そこで、やはり町の対応が問題になるわけですね。細かいものを質問してまいりますが、1件は、いわゆる2月末には国の基本計画ができるんだということが言われてきました。これはもう示されたのかどうか。また、まだであつたらいつ出される予定なのかを答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） おはようございます。11番議員の質問にご答弁申し上げます。

現在、国では現地で各種調査を行っており、この調査結果を踏まえ、遊水地内で必要な水量の確保のための遊水地の範囲や、掘削の深さ及び周囲堤などの堤防の高さなどについて概略設計を進めている状況です。概略設計については、3月中には完成すると聞いておりますので、完成後に再度地元へ提案する予定となっております。説明会を行い、地元の理解を得て遊水地の範囲や堤防の高さが確定し、詳細設計に進む予定と聞いております。

また、用地補償に向けた現地調査については、今年度は主に農地部分の現地での測量調査が行われ、地権者の方々の現地での境界立会いや図面での確認なども行われたところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番（円谷 寛君） この計画が来たらば速やかに我々にも示していただいて、この中で新しい道路はどうなるのか、堤防はどういうふうになるのかという、そういうことを示していただいて、我々の意見についても十分取り入れていただきたいものだというふうに思っています。

その次に、2つ目は、町はこの巨大プロジェクトにどう対応するのかという、(2)の①番は、遊水地計画3町村との共通課題についての協議をすべきだと私も言ってきましたが、これは何度くらい行われてきたのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

国が計画しているこの遊水地計画は、鏡石町、玉川村、矢吹町にまたがる広大なエリアを対象としており、全面買収方式により多くの優良農地がなくなり、また多くの住民の方々の住宅移転も生じるなど、地域と住民に及ぼす影響は甚大なものであります。

遊水地整備に関しては、課題が多方面にわたっていることから県の役割も重要であると考えております。昨年11月24日には、3町村の首長で県庁に出向き、県に対し要望書を提出したところであります。県においても、この要望を受け相談調整機関として町村支援チームが設置されたことから、現在、各課題についての対応策を相談しています。

また、3町村の協議としては、担当レベルでは常に3町村における進捗状況や対応状況、各種課題等に対する情報交換や勉強会を昨年の6月以降月1回以上は行っている状況であり

ます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、この3町村との話し合いをこれからも積極的に進めていただいて、ひとつ課題について国・県にぶつけていっていただきたいというふうに思っています。

次に、②は計画地の成田地区住民は大きな不安に陥っている。この人々の生活と経営を守るために、町は兼任ではないスタッフを配置して対応すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） おはようございます。11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、国土交通省が計画する阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる成田地区遊水地整備に対応するため、令和3年4月1日に都市建設課内に治水対策室を設置しました。こちらにつきましては、副課長級の職員を1名、こちらにつきましては専任配置をしております。その後、年度が始まりまして、令和4年6月に遊水地内の農場については、こちらが思っていたのとは違いまして全面買収にするというような方針が示されました。そのことから、急遽であります。年度途中で7月1日に産業課内に遊水地営農対策室を設置しました。

こちらにつきましては、年度途中ということもありまして、農業委員会の事務局長を兼務という形で対策室をつくったということでございます。そのほかに、町の中で関係課を集めまして調整会議も数回開いておりますので、専任につきましては今後の事業の進捗や人員の確保等によりまして検討していく課題かなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） やっぱり、この重大な、成田にとっては、町にとってもだと私は思うんですけども有史以来の大事業ですから、今からやはり専任のスタッフを配置をしている。私もこれからどんどん出していくわけですから、前にも出しているわけですから、いっぱい。ぜひ、これはこれからやるべきだということを強く申しておきたいと思います。

次に、(2)の③、成田旧宿屋敷住民の移転居住地を行政区内の池の台、成田原町等に確保すべきであり、その計画を策定すべきではないかと。また、農地もなるべくこの地域内に

確保すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

移転居住地の選定については、候補地によっては各種法令により様々な制限がある場所もございます。町として、住宅移転の代替地の確保が可能かも含め、現在、候補地の選定や諸課題の解消のための協議を進めているところであります。状況によっては、代替地の場所の確保や整備については遊水地の事業実施主体である国の力が必要であるとも考えております。代替地の場所の選定については早急に進める必要がありますので、ご提案のあった池の台や成田原町についても含め、協議会を中心とした対象となる皆様のご意向や要望に沿うような対応について、農地の確保も含めた対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） この問題はこれからも引き続きやっていきたいと思いますが、こういう問題を進めるためにも、前に言った専任の職員の配置というものを改めて要望をしておきたいと思います。

④は、その上記の目的達成のための予算を町は十分確保すべきではないか。これは答弁を町長に求めます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。遊水地については、多分これが最後の質問であると思います。そういう中で、この遊水地、先ほど議員も言われたように、この遊水地計画については、当初、私もいわゆる地役権、農地のままでの遊水地というふうに考えておったところ、ところが、急遽国のほうでは全面買収ということになってしまいました。

そういう中で、先ほど総務課長が答弁したとおり、いわゆる農地の関係ということなので、急遽昨年7月に営農対策室をつくらざるを得ないということになっています。そういうことでありますので、この遊水地計画についてはまだ、先ほども担当のほうから答弁したとおり、国のほうでしっかりとした計画がまだ示されていない、近々示されるということでもあります。そういう中では、その示された中身を、地権者に国のほうで説明をするということ今年から本格的に動くということでもあります。

また、町としては昨年の6月にこの3町村、玉川、矢吹、それを私のほうでリードをとってこの役場で3首長、矢吹は副町長でありましたけれども、来て、この会場で役場の中で打

合せをして、その後3町村が連携をしながらやっていこうということでしております。

また、私も当然、この遊水地計画の中においては、前にも申し上げましたけれども、あの水害があって、その年の11月、多分災害から30日か40日くらいだと思いますけれども、地域の役員の方に、やはり命と財産を守るためには高台移転しかないと申し上げてきました。そういうことで、国のほうにもそんな話をさせていただいたという経緯がございます。

ですから、今、そういう中で進んでいるということでもありますので、この周辺の先ほどの道路の面も含めて指示をして、いわゆる我が町だけの道路ではないんで、矢吹、そして玉川に行く道路、こういったものをしっかりと我が町がリードしてやるということで、今、担当課には指示をして、そして動いていると。先々動くということでもあります。

もう一つは、いわゆる成田の農集排、ここも水没、いわゆる遊水地になってしまう、そういうことなんで、その農集排も公共下水道に何とか入れるような方法ないのかなと。そういったことも検討しています。さらに、矢吹も農集排が5か所ほどあるんですが、三城目にも1つあるということなんで、それを新たな、例えば県道の中に入れて我が町の農集排と合わせてやれば効率的になると。それで、公共下水に持っていくと。

ということで、我が町がリードしながら周辺の市町村とやっていけると。そういう中で、この予算も今回は調査費をいろんなつけてやるということでもありますので、私は積極的にやっているつもりですが、ただ、問題は国のほうでまだ発表されていないということが、地権者も動揺しているということでもあります。

いずれにしても、地権者の皆さんも苦渋の選択をしてこれに臨むということでもありますので、町のほうもしっかりと対応してまいりたいということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 実施計画、まだとしてもですね。あるいは基本設計もまだとしても、概要は出ているんですからね。やはり、国に合わせた事業準備を予算とかスタッフの配置でやっていかないと、これはそれこそ後手後手というやつで、手遅れになってしまうんでないかと心配するんですね。ぜひ、そこは十分配慮していただきたいと思います。

では、大きな項目の2つ目に入ります。

町結婚相談所の復活と機能強化についてです。これは木賊町長の時代に相談所の相談員なんかを私も務めたことがございますが、これはやはりこの少子高齢化、人口減少の中で結婚もできないで一人で還暦を迎えてしまっているなんていう男性が町の中にたくさんいます。

私の近くでも、私が今この成田の遊水地で、池の台とか原町と言ったのは、この辺にも未婚のままこの家はもう終わりだなというふうな家が何軒もあるんですね。やはり、こういう

集落そのものがもう潰れてしまうような、ゴーストタウンになってしまうような状況にあるわけです。ぜひ、これは町の力だけではどうしようもないと思いますけれども、国の農業潰しの政策なんかもありますから。そういう面もありますけれども、やはり町も力を尽くしていく、そういうことが必要なんではないかと。こういうことで考えるんですけれども、これ（１）（２）を合わせて、これは質問をいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

結婚相談所についてですが、平成8年ごろに設立されましたが、プライバシー意識の高まりや交流イベントを開催しても特に女性の参加者が集まらなくなってしまったということで、平成16年度をもって廃止されました。

町としましては、男女ともに未婚率が高くなっている状況から、今後も出会いの環境づくりや交流人口増加に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、県に、ふくしま結婚子育て応援センターというものが設立されておりますので、そういった団体や近隣市町村との連携などを図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、県とか国頼るのではなく、その面も一つはあると思うんですけれども、やはり町として努力すべきことがあるんじゃないかということを行っているんですよね。やはり、いろいろ世の中が変わっちゃって、昔はどこに行っても世話好きのばあちゃんと言ったら失礼なんですけれども、そういう方たちが一生懸命若い人たちの未来を考えて結婚相手をいろいろ口を利いてくれた。そして今はほとんどそういう人は見当たらないですね。

聞いてみると、やはり仲人というのは大変なんですよね。うまく行って当たり前、まずくなったら責任を負わされたりですね。交際費もかかってくる。そうするとやってられないという考えになってしまうんですね。全く、これは行政が少してこ入れをしないとこの仲人さんというのはなかなかできない、こういうことだと思いますんで、町はちょっと予算を計上して、やはりこの制度を復活させるべきではないかと思うんですけれども、町長、どうですか。これは町長が判断しなければならないな。

○議長（古川文雄君） 円谷議員、2の（2）でよろしいですか。

○11番（円谷 寛君） はい、いいです。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 結婚相談所、先ほど担当課長が言われたように平成8年に設立をして、平成16年度にいろいろあって廃止をしたと、そういった経緯があるということです。いずれにしても、急遽、私のほうも担当課のほうに指示をしまして、県内のそういった相談所がどのくらいあるのかなと調べて、今日手元に入ったんですが。これは県のホームページからなんですが、結婚相談の専門員を配置している市町村というのが6市町村ということです。市では福島市、二本松、そして南会津、会津坂下、矢祭、玉川村ということであります。

ここで、令和元年度に結婚したと思われるカップルということで、この6市町村で16組あったと。多少の効果はあったということでありますけれども、我が町でも一旦、そういう中でやめたという、そういった経緯があったと。それにはそういう事情があった。今、仲人を立ててという、そういったものじゃなくて、自らお互いに結婚をされるというのが多いという。ですから、やはりここは時代に合わせた、こういった取組も一つの方法かもしれませんが、今、時代に合ったような方法を進めていくことが大事なのかなと。

町としては、天栄村と共同で婚活制度をしていると。当初は、町単独でありましたけれども、今両町村で共同でやられているということでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 結婚式に仲人を立てるなんていうのは必要ないと思うんですけども、ただ、出会いの機会がない、つくれないような男女が職業などによってかなりいるわけです。そういう人たちにやはり手を差し伸べるべきではないのかということを私は申し上げているんですね。それは今の主流はそういうふうになっているでしょう。しかし、その主流に乗れない人々をどのようにして町は救っていくのか。そして人口減少の流れに歯止めをかけるのかということが問われているんだと思うんですね。

もう少し、そういう人たちに思いを寄せた施策を要望しておきたいと思います。次がありますので、次に進みます。

大きい3番の、子育て支援策についてであります。 （1）番は学校給食費の無償化について。既に県内市町村の多くで給食無償となっている。当町でも実施すべき時期ではないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） おはようございます。11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のご指摘のとおり、給食費の補助につきましては、県内において全額補助や一部補助など、各市町村の実情に合わせまして様々な方法で実施されております。現在、我が鏡石町においても、低所得者の方に対しましては就学援助費の中で給食費の支援を行っております、経済的負担の軽減を図っております。

低所得者の方以外の家庭についても、全額公費で賄うとしますと、全額では約6,000万円を超える予算の確保が今後、毎年必要になってくるということを試算しております。そういうことから、学校給食への支援につきましては子育て支援の観点から、食育等々様々な施策の中でいろいろな立場の方々からのご意見をいただき、慎重に検討を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 前回質問したときに、教育長は実施している町村の数を出しましたね。教えてもらえないですか。全額、一部の別で何市町村が今給食費の無償化を実施をしているのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 現在ですが、59市町村のうち全額補助をしている市町村につきましては20市町村、6割から9割の補助をしている市町村が2つ、半額補助をしている市町村が10市町村、一部補助をしている市町村が10市町村、そういうふうに昨年の段階では把握しております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あれですね、そろそろやるべき時期じゃないですか。59中42ですか、それほどの町村が実施をしているのに、我が町はまだやる気がないというのはちょっと町民に対する思いやりが足りないんじゃないかと思うんですね。まして、子育て費用をなるべく軽くして、できるだけ経済的な理由によって子供をなかなか産めない、育てないという世の中を変えていかないと、この少子高齢化、人口減少の波は止められないというふうに思うんですね。

(2)に入りますけれども、ここに書いたとおり人口減少、超高齢化社会の流れは簡単には止められない……あ、ここ上であった。

②です。お隣の天栄村でも去年より3分の1ですか、実施されているんですね。常に、隣

の町村とは何かと会って、町村長会なんていって話し合いをしているのに、こういうところはちょっと見習うべきではないのかと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近隣の市町村でありますと、今議員がおっしゃいましたように天栄村においては、令和3年度から給食費の3分の1、年間約410万円の補助を実施しているというふうに把握しております。

また、矢吹町については2分の1、玉川村と須賀川市についてはまだ実施していないというふうに捉えております。

鏡石町におきまして、天栄村と同様に3分の1の補助を実施した場合には、年間約2,000万円を超える財源の確保が必要となります。議員おっしゃるとおり、学校給食の補助につきましては、町の子育て支援の一環として関係機関や関係団体とも連携し、様々な意見をいただきながら給食の提供や費用などの在り方について、引き続き慎重に検討している段階であります。ですので、現時点で実施時期を明確にすることは難しい状況であるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 財政のほうでなかなかできないということなんですが、財政で、町長でも総務課長でもいいんですけども、例えば給食費を町が負担した場合に、町の基準財政需要額の中に計算をされるんですか、これは。されないんですか。それをお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

基準財政需要額につきましては、標準的な全国一律の考え方に基づいた計算方法になっております。給食費につきましては、現実的に給食の材料費になっておりますので、そちらのほうにつきましては基準財政需要額のほうには反映されておられませんので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） とにかく、何をやれば金はかかるんですけども、何のために町の財政を使うのかという、その感覚がやっぱり問われていると思うんですよね。日本の子育て

世帯というのは今特に、非正規労働なんかも大変増やされて、労働者の賃金も日本の場合は世界で最悪伸びていない。30年で4%ぐらいしかない。アメリカは47%賃金が上がっているんですね。その中で日本はその30年の間にたった4%しか上がらない。それはたくさんの非正規労働者がつくられて、労働者が低賃金で働かされているということもあるんです。ここも抜本的に変えなくちゃならないんですけれども、日本の労働組合は企業内に閉じ籠もって非常におとなしくして、春闘だってストライキをやっている組合なんて見られないくらいな状態ですね。こういう中で賃金は上がらない。

しかし、本当に将来子育て世帯がそんな窮乏な状態に置かれているのに、手をこまねいていいのかということが、今我々行政の関係する者は問われているんだろうと思うんですよね。もう少し考えていただきたいと思います。これからもこの問題は質問していきたいと思います。

子育て支援策の2つ目です。(2)つ目は、小学校バス通学費の補助拡大についてでございます。これは今までは二小に限ってきた。私は前から、議員になりたての頃から久来石とか高久田とかの人にやっぱりバス代を出すべきじゃないかと言ってきたんですが、ようやく一部出すことになったんですけれども、対象者は久来石の一部しか対象にならないと。なんでかと言ったら高久田方面はバスの便がない、時間にちょうどしないということでございまして、これはやっぱり町が積極的に福島交通と話をして、福島交通には町ではたくさんのお金を、この路線の維持のために出しているんですから発言権があると思うんです。

そして、バスを利用して通えば金がかかる、町の金がかかるなんて言う人がいるんですけれども、これは考えが間違っているんですね。町は、バス会社が赤字を出したら金取られるんですよ。だから、その金を子供の通学費に出せばいいんですよ。金というのはそういうふうに、その部分的なだけで見ないで全体の中で見ていけば、どっちみち赤字のバスが、誰も乗らないバス走らせたってお金は取られるんです。そのお金で子供をバスで安全に通学をさせるということは行政として必要なんじゃないですか。どうですか、その辺。町長。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(根本 博君) おはようございます。11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和4年度からは、旧二小学区の1年生から3年生の低学の児童・生徒に加えまして、一小の2キロ以上の遠距離から通学している低学年生、1年生から3年生に対しても通学バス、定期代の補助をすることで予算を計上しているところでございます。

今回の拡大では、鏡田、高久田地区、久来石地区が対象となりますが、現在、実際にバス通学をしているのは久来石地区の子供たちであり、鏡田、高久田地区の子供たちにとってはバスの運行状況、また登校班の関係もあり、ほとんどの子供たちは利用していない状況でござ

ございます。

路線バスの運行につきましては、高久田、鏡田地区の子供たちが利用しやすいように担当課と連携し、バス会社である福島交通へ働きかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は次に質問いっぱいありますから、今回はこれで止めるしかないんですけども、要望として前に言ったことをもう一度思い出していただきたいんですよ。バス代が子供たちに払われるのか、福島交通に、誰も乗らない補助として出ていくのかというこの選択ですからね、これは。そういう努力を、同じ金を使うんだったらば、子供に有効に使った方がいいんじゃないか。安全に子供たちが通学できるような状態をつくるのが町の務めではあるんじゃないか。それが、高久田のほうは乗れませんよ、深内はだめですよというようなことでそのまま見過ごしておいては私はだめだというふうに思います。

これからも引き続いてこの問題は質問させていただきますので、それまでいい回答ができるように、福島交通と話し合いをしました、バスの時間が変えられました、ちょうど子供たちが通えるようにやりましたというふうな答弁を期待をしておきたいというふうに思います。

次に、町購入の各種燃料をどのような手法で町は入手をしているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきましては、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油、灯油、重油に関しまして、関係各課の必要な部分につきまして総務課で統一しまして福島県石油商業組合須賀川支部の鏡石方部と単価契約を締結しておりまして、店頭または配達におきまして売り掛けの方法で購入をしております。1か月の分の数量につきまして翌月に請求していただき、お支払いをしているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） それでは、この各油種別の今の購入価格を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各燃料の消費税を含めました種別単価としましては、その動向に応じて常に変更契約をやっております。最近では2月1日付で契約変更しております、消費税を含めた価格につきましては、まずハイオクガソリンが184.8円、レギュラーガソリンが172.7円、軽油が147.6円、灯油が店頭の場合は103.4円、灯油の配達につきましては108.9円、A重油、町の暖房のほうで、庁舎の暖房で使っておりますが、A重油につきましては107.8円ということで単価の契約をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、やっぱり皆さん、これ税金でやっている金は人の金だと思っ
ているんですよ、あなたたちは。何でこんな高いガソリンを買わなくちゃならないんです
か。構わないで任せたらいいんじゃないですか。カードでやって後から支払いできるんじ
ゃないですか。私ら入れているのは162円くらいですよ。その前はもっと安かったですよ。10
円以上も高い値段でなんで買わなくちゃなんない、これ。その辺の契約の意味はどこにある
んですか。あの契約だって必要なんじゃないんですか。須賀川ガスの社長は鏡石の住民です
よ、あれ。なんでそんな高い値段を出して町はわざわざ燃料を買うのか、町長、聞きたいで
す。教えてください。

○議長（古川文雄君） 円谷議員、（3）ですか、今。

○11番（円谷 寛君） ああ、そうだな。じゃ（3）で。

○議長（古川文雄君） いいですか。質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

燃料の単価としましては、売り掛けでの支払いということでございますので、ガソリン
スタンドなどのガソリンなどにつきましては、取扱い業者におきまして電算処理手数料等の部
分が1リットル当たりかかるというような現状と、あと、売り掛けでするので実際にその月で
役場が購入したものにつきましては、支払いについては翌月という形で、ガソリンスタンド
の方便を考慮する必要はないかもしれませんが、経営的ところで売り掛けですとやはりち
よっと割高になっているのが現状なのかなというふうに考えております。

一般に町民の方が直接店頭で購入する場合におきまして比較しますと、確かに議員のおっ
しゃるように割高になっているというふうな形になっているというのが現状だと思います。
取引という中で、町だけではなくて多分どこかの企業、そこら辺の企業とかそういうところ
もそういうふうな形で売り掛けでやっておりますので、店頭価格との乖離は若干あるのかな

というふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私の発言聞いていないんですね。やっぱり町のお金を効率的に使うというのがあなたたち基本的になくちゃならない姿勢じゃないですか。それを、一般の人が入れている油よりも10円も高い値段で何で買わなくちゃなんないんだって。10円と言ってもリッターですからね。どのくらい使うんですか、町は。ガソリンというのは。1か月に。ちょっと教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） レギュラーガソリンのみの給油量でございますが、年間に、令和2年度は4月から3月までの合計が1万リットル、1万3.78リットルとなっております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これなら大変ですよ。このほかハイオクだの軽油の車もあるわけですから。これはやっぱり問題のやり方ですから改めていただきたい。1か月遅れで、今低金利の時代に、1か月遅れだからって何ぼ金利つくんですか、そんなの。それはだめですよ、これはね。次、質問するまでぜひ、これは改めるような検討をお願いします。

次、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

（1）番、12月定例会の一般質問で、「ある業者から私と」、私というのは当時議長だったのかな、「町長の選挙費用を出すので「予定価格を教えてください」と申出があったが断った」と。欲のない町長と議長だと言われたと、こういう質問があったんですね。これ、町長、町長にもあったわね、当然。普通は議長なんていかないで町長に行く話なんだけれども、どうですか、これ。町長、教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

発言は、これ渡辺議員の発言でありますね。私が直接聞いたということではありません。

また、そういうことで、そのことを私が確認するようなことでも私はないと思います。そういうことで、業者名を明らかにすべきではないかという質問には、私が答える、そういう

た立場にはないということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 質問の趣旨をよく町長は捉えていないな。普通は、こんなことは議長には言わないんですよ。執行権ないんですから、議長には。混同している面もあるんですけどもね。議長には執行権ないんだからそんなこと議長に言うのはばかな業者ですよ、よっぽど。その何倍も町長にも言っているはずですよ。本当になんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） これが②番の質問でよろしいんですか。

○11番（円谷 寛君） ああ、そうですね。はい。

○町長（遠藤栄作君） いいですか。

どう対応したのかということの質問であります。ご答弁申し上げます。

今、先ほど①の中で答弁したとおり、発言というのは渡辺議員の発言であって、直接私が聞いたものでもなく、また、確認するような、そういったことでもありません。

仮に、業者から直接、間接のいずれの場合であってもきっぱり断っています。これは当たり前前のことです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） だから断って、それだけでは駄目なんです。これは断って済む、それで終わりでは駄目なんです。そういう贈賄を申し出るような業者は指名から外さなくちゃ駄目なんです。そういう対応をしているのかと私聞いているんです。それはなれ合っているということですよ。何にもしないで、贈賄の申出があったけれども断ったなんて。議長も自慢げに言ったけれども町長もなんだ、今その感覚だな。

駄目でしょう、これ。きちんと指名停止をしなきゃ駄目なんです。そういう業者には。贈賄の申出だけでも違法なんです。駄目ですよ。お金をもらわなかったらそういう発言が許されるのかといたらそうではないです。そういう業者は、あんたたち危ない罍で、南会津の町長みたく、南会津でないなあれは、美里町長みたく、予定価格を漏らして逮捕されて辞職したけれども、そういう危ないことを制度的に残しているんですね、うちの町も。最低制限価格と。

その最低制限価格、3つから4つの数字を教えればもう談合なんです。やらなくともいい

んです。その業者は確実に、私が言っているように旭紙業の用地拡張のときに3,000万円も安い業者を、大手業者を外してナベケンにさせたんですよ。ナベケンが今度も大工事、町の大工事を受注していますけれども、こういうことを許しては駄目なんです。最低制限価格なんて制度も私は駄目だと言っているんだけど。それでありましたけれども断ったと、同じじゃないですか、それは。渡辺定己君の発言と。駄目なんです。それはきちんと指名を外さなきゃ駄目なんです。そういう人たちとなれ合ってまあまあなんてやっていると、ああちょっと銭欲しいななんていうとそういう人たちの話を聞き入れることになっちゃうから危ないんですよ、それは。避けておかないと。そういう人は外さないと、業者でいっぱいいるんだからね。駄目ですよ、それは。

どうですか、町長。そういう人たちを指名外すということを何でやらなかったか、答弁してください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど言いましたように、直接私とその業者から聞いたことではないんで、これはね。もし、これは先ほどの仮の話、仮にそういうことがあれば当然駄目ですよと言う。でも、わざわざ、その業者に私が質問するようなことをしたら危ないことになってしまう。危ないというのは、そういうことをお話ししたらそれこそおかしいでしょう。そうではないでしょうか。聞いたら、聞くことが、それは駄目だと私は思っています。聞く必要なんかありません。直接ではないんですから。それが、本当かどうか、そのことを確かめるといっても必要ないというふうに思っています。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私の質問を町長は聞いていないんだよね。議長に申し出るなんていうのは、本当のばかな業者ですよ。議長には執行権というのはないんですからね。どっかの議長はかなり執行権に介入しているようだけれども、それは間違いなんだからね。だけれども、業者は議長に言ったと。そうしたら町長に言わないはずがないんですよ。そうでしょう。そんな議長に言ったって執行権ないのに何で言うの。そんなばかでしょう、そんな業者、単なる。町長に言わないはずがないでしょう、その人が。

選挙費用持つなんて大変なことでしょう。町長選挙は幾らかかるんですか。あんた3回もやっているから分かるべけども。町長選挙、もうちょっとでやるんだぞ。あんたに言わないはずはないでしょう。本当はないんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○町長（遠藤栄作君） それは、前、先ほど言った渡辺議員さんからはその話は、名前も私も

分かっていますよ。分かっています。でも、その人に私がなぜ聞かなくちゃなんない、改めて。全然聞く必要はないんじゃないですか。聞いたらばおかしいでしょう、大体。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、時間がないからまた、と言ったってまたできないのか。町長に言うのが最初なんですよ。議長になんか言うのは、私は何回も言うけれどもそんな業者はばかなんですよ。議長には執行権はないんですから。そこにまで言っているということは町長にはその何倍も言っていると私は推測いたします。これは、これからも厳しくいろいろ調べていきたいと思いますが、業者の名前を町長は知っているんだっただらば、議長にであってもそういう申出をするような業者は直ちに指名停止をしないと駄目ですからね、町長。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○町長（遠藤栄作君） これは③番の質問でよろしいですか。

○11番（円谷 寛君） はい。

○町長（遠藤栄作君） そういうことだと思います。そうですね。

○11番（円谷 寛君） はい。

○町長（遠藤栄作君） 今おっしゃられているのはこの③番の、今までこのような申出があったかという質問だと思います。私に直接言った業者はこれまで一切ありません。

そして、私は就任時からこの入札の執行には一度も立ち会っておりません。私は、いわゆる入札、札を書く、いわゆる予定価格調書を書いて、そして封をして、そして総務課に預けると。入札の執行の立会いは基本的には副町長であります。副町長がいない場合は担当課長が執行をするということで、これは就任時から一度も入札の執行には私は立ち会っておりません。これはなぜかという、入札を正しく行うための私の姿勢だと。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時03分

開議 午前11時09分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長、今の入札に立ち会っていないなんていうのは何の言い訳にもならないからね。たった3つか4つの数字が分かれば、最低制限価格があれば誰でも落札でき

るんですよ。こういう制度をなくしなさいと私言っているんだ、こういう怪しい業者がいるわけだから。これは駄目です。こういう制度は、こういう怪しい、何社あったのか。議長に言う前に町長に言っていますよ、業者は。絶対言っていますよ。議長なんか執行権ないんだから。何でそんな人に言うの。それはばかですよ、そんなの。何回も言うけれども。

やっぱり本当に狙われるのは町長だからね。やっぱりそういう制度を温存したのは駄目ですよ。これは正しておいて、この問題は時間もないので前に進みます。

(2)番は、12月定例会である議員が、一般質問で大変丁寧な説明用のパネルを使いましたね。国会でよくやっていますね、予算委員会なんかで。ああいうパネルを使って説明したんですね。このパネルを、私も見たんですけども、ある職員がつくっていたの。町はそういう人、要望あれば、パネルつくってくれるのかい、これから。

お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員からの要請に応じて作成するにつきましては、議会活動資料の少量の複写程度のもので、負担が少ないものであれば可能かとは思われます。材料費につきましては役場にありますが既存の材料があれば可能ですが、新たに購入する場合や大量に使用する場合につきましては難しいものと考えております。

今回のパネルにつきましては、その資料そのものの作成ではなくて、紙でつくられたものをビニールで覆うラミネートフィルム、そちらのほうに加工したものでありまして、ラミネートフィルムにつきましては町が通常業務で常備しているものを使用したものというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 分かりました。我々もこれからぜひお願いします。

3番目ですね。町長は就任直前・直後の基金調書に虚偽があったと定例全協の後に説明をしたんですが、町長は町職員上がりですね。この町長は今まで本当にこのことを知らなかったのかということですね。また、知りながらそれを隠し通してきたのか。どっちですか。明らかにしてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先月21日の全員協議会で報告をしたとおりでありますけれども、平成20年度の一般会計において、財源不足の理由によって役場庁舎新築事業基金から8,000万円を繰替え運用、いわゆる借入れが行われたと。私の就任前です。庁舎基金条例上では、毎年3,000万円、3か年で9,000万円が積み立てられていなければならないはずですが、21年度から23年度、3か年の基金調書、決算書ですね、調書では1,000万円の積立しかありません。8,000万円が積み立てられていない状況、これは基金調書を見る限り、基金条例違反状態だと。条例と調書の関係ですね。

そして、この8,000万円の庁舎基金への繰戻し、戻すという、この返済が翌年の21年度から23年度の3か年の決算書、明細書では確認できない。そして、基金条例上での積み立てられた8,000万円を繰戻し、いわゆる返済と見せかけた誤った基金調書になっていると。この実態については、昨年、代表監査委員にも伝えてありました。

そういうことで、先月21日の全員協議会で、その他の案件として私から報告をさせていただきました。ご質問では、町長は今まで本当にこのことを知らなかったのか。また、知りながら隠し通してきたのかという質問であります。

このようなことを知ったのは、いわゆる健康福祉センターの建設に当たりまして、この基金を活用する、これは議員もご承知のとおりであります。2つ目は、一昨年から町長就任期間の実績状況を取りまとめる中で、この基金調書と歳出の明細書の積み上げが合わないことが分かったということです。

私は、平成22年2月中旬頃から退職して、6月23日までは職員ではありません。一般町民です。返済したというのは平成21年度の基金調書作成の行為、決裁は私の退職後の平成22年3月から5月31日までに行われたものであります。

私には、就任前の過去の内容を点検する必要はございません。なぜなら、22年5月31日の状況、私は職員ではありません。その状況に基づいて作成される基金調書であります。町長に就任したばかりで、そのような確認する余裕は正直ありません。全員協議会でも話したとおり、事務方が作成する調書が間違いあっても、基金条例上で積み立てられた8,000万円を繰戻し、いわゆる返済と見せかけた誤った基金調書だと、そういったことはあるはずがない、思いません。

今回、調査する中で、当時の財政担当職員に指摘したという職員の話も聞いております。

また、当時の財政担当課の職員、現在の職員です、そういった職員からも聞き取りを私自身しております。

ここで、やはり問題なのは、部下職員が誤りを知りながら、間違っただけの調書をつくらなければならないということが私は問題であると思っています。そうではないでしょうか。そして、私が町長就任後も、職員が誤りを知りながら22年、23年の2か年分の調書を作成

していたということでありませぬ。まさにこの2か年分についてはお詫びを申し上げたい。これはさきの全員協議会でもお話ししたとおりであります。

ましてや、庁舎基金の管理担当は財政担当課、総務課です。私は、この前も申し上げましたけれども、職員にも事あるごとにお話ししておりますけれども、町長のためにやるなど。課長のためにやるなど。総務にとってどうあるべきかと、そういったことで仕事をするんだと、常々そういうふうにお話ししております。そういう中で、本当に裏切られた思いでありますし、残念でなりません。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） なんか、質問の主旨を外して長々と答弁したけれども、俺が聞いているのは、この1年分は確かにあなたが町長になる前だったかもしれない。しかし、その後の2年分はあんたが町長の時代にやっているんですよ。それをあなたは知らないで来たのかと聞いているんですよ。町長の時代でしょう、この後のほうは。22年の決算とか23年の決算というのは、そのときに知らなかったのかと聞いているんですよ。端的に教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今長々とお話をさせていただきましたけれども、知っていれば、そのときお話をして訂正をするなり、何らかの方法はしたと思います。知らなかったから、今回お話をさせていただいたということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長としては、やっぱり基金を知らないで財政を、予算をつくるときに、これはちょっと駄目ですよ。基金が幾らあるんだか分かんないで予算を作成するなんていうのは、これはやっぱり間違っていますからね。それを今ここで持ち出してきた、何が狙いなのか分からないけれども今頃見つけて、12年間も町長やってきて終わる頃見つけて、そのときの財政担当の総務課長でもあるんですか、こういうのが問題を起こしてきたんだなんて今やっているのはちょっとおかしいんでないか。

私もこの間会議で確かめた。現金的には何にも問題ないと言っているんですよ。現金が減ったとかなくなったというわけではないんですからね。それを何で今、町長は自分の責任を棚に上げてここで持ち出してきたのかというのは、非常に疑義を感じるんですね。何か別な

狙いがあるのかなというふうに私は思っております。

前に進みます。時間がないのでね。

(4)は、町長は1期目の町長選で3割の給与カットを公約したんですね。その次は無競争になった。その次は吉田孝司さんという人と戦った。自分は圧倒的に強いと思っていたんでしょう、何らその問題は公約にしないまま元の給与に戻しているんですね。これはちょっと、道義的な呵責はなかったんですか。公約、1期目の公約だから2期目は関係ないということなんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まずちょっと確認したいのは、議員さん、2期目に戻したというのはそれでよろしいんですか。

○11番（円谷 寛君） はい。

○町長（遠藤栄作君） じゃ、ご答弁申し上げます。

1期目の公約の1つに、私は間違いなく給与30%カットを掲げました。そしてそれを実行しました。この条例は、期間限定なんです。1期なら1期、私が2期、3期やりますからカットしますと、そんなことは言えないわけです。あくまでもこの選挙というのは1期、1期ではないですか。そういうことであります。

2期目、今、議員さんは元に戻したということでもありますけれども、私は戻しはしておりません。そこはご理解いただきたいと思います。見れば分かるんですが。2期目は、9%の減額条例で起立をいただいたということでもあります。2期目の選挙の中では給与については、公約はしておりません。

ここで、議員も多少分かっていると思いますけれども、1期目で私は勘違いをしておりました。というのは、それは前町長が10%をカットした、大元をカットしたということをお知らせしなかったんです。このカットから、いわゆるカット前ですね、その当時82万1,000円、前町長でその本体を、それを10%カットしておると。私はその10%カットする前、82万1,000円だと思っておりました、正直言って。ですから、その82万1,000円から30%を1期目で公約をしたということでもあります。

この82万からすると、37%のカットということになったと。2期目はそういうこと、多少、2期目当選した中で、そういう中ではここ中間を取ろうということで、いわゆる元々の82万1,000円というふうに思っておったんで、2期目についてはその中間、1期、2期と平均してその82万1,000円から27.5%、1期と2期のトータルで27.5%の減額をさせていただいた。ただ、10%したからすると9%ということになりますけれども、その元々ということ

で27.5%の平均でさせていただいたということです。

3期目は、これは原則どおりの給与、そういったことでしております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） いろいろ理由があるんだか知らないけれども、町民は30%でカットで町長になったらそのままいるのかと普通は思うんですよね。だから、それはやっぱり明らかにしてやってもらわないと、町長はやっぱりそれは黙って30%カットで当選したのに、2期目は無競争だったから元に戻したということに私どもは捉えるわけですね。

前に進みます。時間がないので。

（5）番は、町長は仁井田地区に放射能除染廃棄物仮置き場を建設するに当たり、2,800万円もの工事費であるにもかかわらず1社のみということは、除染組合ということでヤナギさんが会長やっているんですけれども、組合長やっていたんだけど、そこに1社だけ指名して落札させて、それを議員親族企業に丸投げで受注させたんですね。やっぱり、これは、あんたが非常に懇意にしている議員がアドバイスしていると思うんですよ。この人は私に言わせれば選挙あって政治なしなんです。だから、選挙を考えれば、あの人をやっぱり今度味方につければ選挙が楽になると、後ろには大物の議員も控えていると。そういうものを考えてこれをやったんじゃないかと思うんですね。

当然、その議員は町長を次の選挙では支援したと、こういうことで。これは、やっぱり不当なものだと思いませんか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仁井田地区の除染事業用の仮置き場設置工事につきましては、平成24年度に発注したものであり、震災後の災害復旧工事が数多く発注されていた状況下において、迅速性とより透明性、競争性、公平性を確保するため、参加者を募集する公募型随意契約方式で発注を行ったものであります。

この公募の結果、参加者が、当時、町商工会を事務局として町内加盟業者で結成されていましたが、鏡石町除染支援事業組合の1社のみでありましたので、資格審査を行い、見積り入札方式により受注業者を決定したものでありますので、1社を指名して受注させたものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 今、答弁の中で公平性とか、そういうこと言わないでおくれよ。なんでこれが公平性なんですか。1社にやった、そしてそれを除染組合の組合長は特定の現企業に丸投げをしたんですよ。そんなの、何で公平性なんですか。そんなのはでたらめですよ、今の答弁は。これ、町長おかしいと思わなかったのかい、これ。こういう入札をして。実質、これだけの2,800万円の随契なんて許されるんですか。2,800万円の工事が随契だったなんて今言ったね。許されるんですか、町長、これ。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご承知のように、災害というのは緊急性、そして即対応しなければならないということであります。この公募型随意契約方式、これについては国とも担当課が打合せをしながら、こういう方法でもいいという、そういった確認をしながらこの公募型をしておったと。ご承知のように、我が町はこの除染に関しては多分他の町村よりも早く除染ができた。前も、この仁井田の話も出ましたけれども、やはり何といてもあの時、私も説明会に行き、反対も起きました。笠石でも反対が起きました。署名もありました。そういう中で行政区長さんの研修がありました。そういう中で、じゃ仁井田にという話があつて、来た。この仁井田の仮置き場が早く立ち上がったことによって、いわゆる鏡田地区とかそういったことになって、いち早く除染、そういったものができたと私は思っております。

その後、いわゆる道路側溝の除染、これは我が町でいち早く手を挙げてこれもやるべきだということで仮置き場ができた結果であります。そういうことで、この例えばもう一つこういった仮置き場ができていなかったらば、各家庭に除染土を各宅地内に保管しなければならない。鏡石町はその宅地内に保管しなくても済んだと、そういったこともご理解をいただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、一方的にやっているんじゃなくて、これは国とそういった確認をしながら担当課で処理をしていると。私が指名してやっているということではありません。

以上であります。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 長々と答弁したって、中身は駄目ですよ。2,800万円の工事に近くの人何て言った。あれうち建てるんなら基礎だけの部分だべと。俺だら200万でやると言ったぞ、近くの人。そういう工事を、しかも耕作放棄地で草ぼうぼうで何にも役に立たなくなった土地を高い地代を出してその議員から借りたんですよ。

だから、その議員は本当にもろ手に粟というか、濡れ手に粟だということか、本当にぼろも

うけしたんですよ。そして次の選挙では町長を推した。その前は反対派だったんだね。こういう経過があるんですよ。これはかなり怪しいということを我々は再度念を押しておきます。

除染置き場があったから作業進んだなんて、そんな町長だったら誰でも貸すよ、私も何ぼでも貸すよ、そんなの。それを手柄にしては駄目だめです。そういう入札は駄目です。2,800万円の工事を随契でやるなんていうのはとんでもない話ですよ。これほどの事業者いっぱいいるのに、その1社しかないという町なら仕方ないけれども。

これは駄目ということですね。2,800万円の工事は随契でやっては駄目ということを再度申し上げたいと思います。

(6)番、町長は既に職員として1回、町長として2回、多額の退職金を受け取っている。退職金返上という質問です。答えてください。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) 議長、まずちょっとお聞きしてもよろしいですか。議員さんに。

[「町長、そのときは反問権」の声あり]

○町長(遠藤栄作君) じゃ反問権で。

○議長(古川文雄君) 反問権許します。

○町長(遠藤栄作君) まず、質問の中で、職員として1回という、先ほどちょっと出ましたけれども、町長として2回という発言、そういう中、職員としての退職金と町長としての退職金との関係、どのような関係があるのか、まずお聞きしたいということでありませう。

以上であります。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 同じく町から出ているんです、それは。みんなの税金から。そして、一方我々の町会議員なんかどうなっているのか。私は昭和62年に町会議員になりましたよ。長い間年金積んできましたよ。これは任意ではありませんよ。強制的にカットされて控除をされながら積んだんです。しかし、息子がうちつくったから、俺これ払い戻して息子に出してやらんなんねと思ったから、一時金でもらったらば積んだ金の7割しか戻らないんですよ。こんなばかな目に遭っているんですよ。

そして、私が町会議員になった頃は、郵便局の定額貯金5.何%かだったの。これを10年預けていくと倍になったんですよ。そのときに毎月、毎月差し引かれて積んだ金が元金どころじゃないんだ、7割しか返ってこないんですよ。我々と比べたらあまりにも、あんたたちは年金も加算されていくし、そして退職金も4年ごとに2,000万近い退職金もらうんでしょ。もらい過ぎじゃないのかと。あまりにも我々と差があり過ぎる。大した仕事もやってね

えで。

○議長（古川文雄君） すみません、暫時休議します。

休議 午前11時36分

開議 午前11時42分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 渡 辺 定 己 君

○議長（古川文雄君） 次に、7番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺定己でございます。

第11回定例会、2番手で一般質問に登壇させていただきました。

前段で、少し珍しいものが出てきたものですから、皆さんに見せたいと思います。

明治時代からの現在までの米1俵の価格です。

当時の内閣総理大臣から何から全部そこに書かれている。これは、浅川の我々の居合道研究会の人が、家に古文書があるんだと。それではコピー取ってきてくれと言ったら、ロールコピー取ってくれたんです。珍しい、江戸時代から現代まで米の値段ですよ。そして、これから分かることは、昭和、田中角栄が総理大臣になったときには9,030円です、1俵。その次が1万1,000円、年々右肩上がりです。自民党の票が伸びれば値段も上がる。どんどん広がっていきました。

ところが、現在はどうでしょう。自民党の票が伸びると米の値段が下がる。田中角栄の時代の近くまで戻ってしまった。

先だって、高久田で、集会場において、基盤整備事業の役員会を開いたところ、改良区から1,000円からの徴収があると聞いたものだから激怒して、米やら安いのに、また1,000円取られるなんて、基盤整備なんかやっつけられないと大声を出して2人で騒いでいました。いつまでも騒がせておけないから、ちっと頭を整理してみようか。やっても1,000円、やらなくても1,000円取られるんだと。どっちが得かよく考えてみると。そうしたら下向いちゃったわい。ただ、改良区の1,000円は、これからきっちり対応していきたいと、そのように私は思っております。

また、もし差し支えなかったら、欲しい人は、ロールコピーで取るときれいに取れますから、お渡ししますから取ってください。これは、浅川町の我々の居合道研究員の1人が、我

が家の古文書をコピー取ってきて渡してくれたものですから。俺がコピー持っているのが不思議だなんて、何にもごさいませんので、話しておきます。

それでは、通告文に従いまして、道路行政について、今回は1本でいきたいと思っております。

12月の一般質問と何ら変わりはありません。再度確認の意味でやったところでございます。

まず、(1) 蒲ノ沢交差点の渋滞解消はということで、①右折レーンの設置の考えはということでございます。

確かに、蒲ノ沢交差点、手前からぎゅっとカーブになります。狭いです。その上に、車の台数が多い。先だって12月にパネルで見せたように、10秒延びたから40秒間しかなかった。でも、4台しか通れないんです。向こうから車がどんどん来れば。だからこそ、順序があって、右折レーンをちゃんと設置してからでないと、信号機の時差式ができないんです。そして、この右折レーンをつくるためには、相当のやはり費用もかかるんじゃないかと思うんですが、執行の考え方をちょっとお知らせください。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄君) 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

蒲ノ沢交差点は、郡山方面に向かう国道4号線と旧道との合流地点であり、特に、朝夕は通勤車両等による渋滞が発生しておりました。

現在は、役場前交差点から以北については、国道4号が4車線で供用開始されたことにより、車両交通の分散化が図られてきておりますが、いまだに朝夕の通勤時間帯においては渋滞が発生しております。

今年度3月中に、国道4号の鏡石区間が4車線で全線供用されますので、交通の分散化が期待できます。全線供用後の状況により、警察署と協議しながら、右折レーンの設置については調査してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長(古川文雄君) 7番、渡辺定己君。

[7番 渡辺定己君 登壇]

○7番(渡辺定己君) もう一度伺いたいと思います。

今、4号線、4車線化が進み、役場の交差点まで出来上がりました。今度、久来石間まで供用開始になります。分散化されるということですがけれども、前のここでき、ここまでできる前というか、できた後の分散化の率合を計ったことあるんですか。私は、パネルで全部チェックして、30秒ごとに台数をチェックしてつくったんですよ。

役場はどうやりましたか。お答えください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

国道4号の整備の効果に伴います渋滞の緩和等、それらの数値的な調査については、私が課長になってからはやってはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 確かにそうですね。なってからそんなに日にちたっていないんだから、これは致し方がないんだけど、ただ、このことはやっぱり、まず一番頭に入れておかなければならない。端と端の交差点は、やはり一番これ混むところですから、また交通事故も多いところですから、十分気をつけていただきたいと思います。

②の時差式信号機の改良についてでございますが、先だつての12月の質問では、答弁では、公安委員会では1か所もないと、福島県の場合。ちょっと警察庁に代理を頼んで調べさせました。全国の公安委員会、確かにないということです。しかしながら、岐阜に1か所あるそうです、国道で時差式の信号が。ここのところにちょっと調べて行ってみようかなと思って、せっかくやったんだから。旅行かたがた、コロナでも落ち着いたら。

俺は、本当に、レーンをつくってから、そして時間を置いてからやるべきじゃないかと思っております。そんな考えで町長、よろしいですか。右折レーンのあれで。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この信号機の調整とか、改良ということなんですが、私も前にちょっとお話ししたように、本来は、この4号線の拡幅のときに、やはり町民がこの道路を使う、交差点を使うということなんで、しっかりと町内でこういった議論をして、町民が通って使いやすい、そういったものを最初からやっておれば、おればですよ、多少今とは違ったのかなというふうに思います。

そういう中で、今回、久来石の交差点、これについては、いわゆる矢吹・鏡石道路がこれから着手するという計画の発表段階であります。そういう中で、久来石の交差点についてはしっかりと、今の斜めのような交差点ではなくて、しっかりとした交差点に、国のほうにお話をしまして、この矢吹・久来石の工事と合わせてやるということで確認をして、図面もいただいているということです。

ですから、この今月中旬には、この高久田から久来石までは開通します。本当に残念なん

ですが、そういうことなんで、これからもしつかりとこの道路行政、県道だから、国道だから、任せっ放しじゃ駄目なんです。

ですから、先ほどの円谷議員からありましたように遊水地の関係もそうです。我が町だけではなく、やはり隣の矢吹、玉川、それから国・県、そういったところで先々検討して、町にとって、町民にとってと、そういうことが大事であると私は思っております。

いずれにしても、この交差点についてはいろいろ検討して、さらには途中で、私も今までは旧道だけであの交差点を使っておりましたけれども、今、真っすぐ行って4号線抜けたほうが早い。でも、若干、今こういった障害物がまたあるということで、工事中は通り抜けるよりは、どちらかという旧道通る率が多い。そういう中でありますので、そういった情報をこれからの開通を見て、さらにはこの途中から4号線に抜ける、そういった道路網のいわゆる予算化、やはり調査費、こういったものについて、できれば私は6月の補正の中で取って、この鏡田地区の中で幾らかでも4号線に出られるように、そういった予算化を図っていききたいなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

○7番（渡辺定己君） 議長は今、国道4拡の協議会のほうで、仙台、東京には行っているんじゃないかなと思うんですけども、東京には行かないな、仙台か。私らのときは期成同盟のやつで、白河の市長が会長で、国交省の窓口さ行って、道路局長のところ、部長のところ、課長のところと歩いたんですけども、こんな事務員に渡しただけでは絶対済まない。それで、菊地洋君いたんだけど、当時ちょっと手伝ってくれないかと、やってくれよということで、国交大臣さ行くべと、話ししてやりました。

うまくいって、両方の国会議員いろんなところ使って、直接私と菊地君と議長と、いや、私と町長とあと局長と4名で行ってきましたね。やはり、段取り取っていかないと絶対駄目だから、その前に道路局長に断らなきゃならないよということで段取りした結果、道路局長の懇親会の中で役員が来て、一緒に懇親会ができたということは最高の出来だと思います。

後ろが何だか騒がしいんですけども。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君） ここでお諮りします。

本日の会議時間を議事の都合によって、あらかじめ延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会議時間を延長することに決しました。

○議長（古川文雄君） どうぞ。

○7番（渡辺定己君） どうもすみません。

そういうことで、あのときは最高うまくいって、今のスマートインター、6メートルから9メートルにすぐになりましたね。あと4拡、矢吹は全部計画、設計立てられました。

礼言ったのは、矢吹の議長だけです。2回言ってよこしました。町内もなし、骨折ったけれどもそれはなし。

でも、これからも続けて私は頑張っていきたいと思っておりますが、（2）は、午後からといたします。

○議長（古川文雄君） 続けてください。

○7番（渡辺定己君） やっちゃうの。

○議長（古川文雄君） 延長しましたから、続けてください。

○7番（渡辺定己君） やらせていただきます。

次に、（2）番の高久田一貫線から東部環状線接続についての、その後の進捗状況についてお知らせください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

先般の第10回定例議会で答弁申し上げましたが、昨年7月に地権者説明会を須賀川市と合同で開催しましたが、一部の地権者から計画ルートの合意が得られませんでした。

その後、合意に向けた個別交渉を進めていますが、須賀川市からは、いまだに合意に至っていないと報告がありました。

また、町も交渉を進めていますが、合意を得られない状況でございます。

今後も、須賀川市と連携しながら、地権者交渉を踏まえ、ルートの選定の検討も視野に入れながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 須賀川に任せておくと、駄目だかんない。あの一貫線の接続は、須賀川の分だからと任せっきりだったから、余計駄目になっちゃった。今回もまた同じ目に遭う。何でなのかな、行政が何だか下手なのかね、交渉が。なんだって、須賀川のとこさ行くとつまずくんだもの。何ぼこっちでこういう道路通したって、今度第2案を出したんだよ。それ

で、第2案のやつをようやく調査して着いたなと思ったならば、流れちゃったけれども、それも反対者がいたからだ。

思い切って第3案でいくか。ぐるっと回って。だけれども、あそこは触らぬ神にたたりなしで、鹿島神社の山なんだよね。その脇をやっぱり通すしかないんじゃないかな。そうすれば、須賀川分はよくよく距離はないと思うし、かかるのは1軒だけかな。住んでいない家があるんだけど、そこがかかるといふんです。その考えはどうでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 高久田一貫線、これについては、今、須賀川区域の、ご承知のように、住民が反対のために、あれが延長されないと。そういう中で、今いろいろご提案された、いわゆる須賀川の東部環状線、これに直接右に回ってつけるという。

そういうような中で、1つは、そこに行くと今の状況、担当課では須賀川の地権者が駄目だということなんで、ご提案あったようにもっと東側にちょっと寄ると、今1軒空き家になっている。そこは鏡石区域内の土地、建物であります。そういう中で、担当のほうにはそこを交渉してくれという話をしております。まだ交渉したかどうかちょっと分かりませんが、確認は取っておりますけれども、そうすることによって東部環状線に道路をつなぐことによって、いわゆる今度は、東は町の区域の面積でありますので、土地でありますので、いろんな発展という、工業団地も含めてつながる。

従来の一貫線に、須賀川の旧道になった場合には、全く先は須賀川の用地なんで、ここは何のメリットがない、道路を通すというメリットはありますけれども、その他のメリットはない。

そういう中で、やはり東部環状線に、あの信号機に直接かかるような、そして我が町の将来のまた発展につながる、そういった道路については、やはりこれからも積極的にやっつけていかなければならないと。今日は担当課長もその話は聞いていることなので、しっかりとそのように再度指示をしていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 第3案だと高久田だけでいくんですけれども、一番肝心なのは今、基盤整備事業で、本同意をもらっているところなんです。俺もまた、本同意あと2軒もらわなきゃいけないところがあるんだけど。それで大体、目標は九十何%にいく予定ですので。その造る道路のところまで、途中までしか道路分として抜いてないんです。その下は抜いてないんです。

だから、その分もあるから、今度は都市建と、やはり産業課とよくタイアップして話し合
って、そうすればゆったりしたカーブで、かえって立派な、思ったような道路なんじゃない
かと思うんですけども、いかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） まさにそのとおりでありまして、先ほどの蒲ノ沢の交差点、こういっ
た部分の軽減にもなるということなんで、我が町にとっても、やはり重要な路線になるとい
うことでありますので、その辺については今申し上げましたとおり、しっかりと担当課のほ
うに対応するように、しっかりしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を
いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） よく分かりました。

基盤整備のほうのも、事業のほうのも、よく考えながらこれから対応していきたいと思っ
ていますんで。なお、道標のほうもいち早く予定だけでも立ててからいくと、私ら話しやす
くなるもんですから、その点よろしくお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありが
とうございました。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の一般質問はこれまでといたします。

午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時06分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 次に、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 2番議員、角田真美でございます。

本日の一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

海外に目を向けますと、24日現地時間、ウクライナにロシアが侵攻し、日を追うごとに市
民の厳しさが遠い日本にいる私たちにも伝わっております。終息を願わずにはおられません。

コロナ禍に見舞われて以降、私たちの生活は一変いたしました。誰でもが安心して生活で

きる安全な未来を切り開いていかなければなりません。

現在、福島県内においては、昨年末以降、県内全域でオミクロン株による厳しい感染状況が続いており、このまま感染が拡大しますと、医療体制が逼迫いたしまして危機的な状況になることが懸念されております。現在、県内にはまん延防止等重点措置が3月6日まで実施されております。県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、ご承知のとおりであります。再確認させていただければ、1月の感染者が4,250人ぐらいでありました。2月は1万700人、我が町も昨日までで140人を超しておりまして急増しております。

私も先日、3回目の追加ワクチン接種を終了いたしました。この3回目のワクチンが町全体に広がる頃には、通常の世界生活に戻ることを切に願うばかりでございます。日々、新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合っている全ての医療従事者の皆様、また町職員や学校の先生方を含め、社会インフラを支えている皆様に心から御礼申し上げます。

次に、私は常に思っていることがございます。それは、産業についてであります。今後、新しい技術や製品やサービスなどの開発を行う対応策として、以前から産官学連携を組み入れるべきと提唱してまいりました。

令和2年度には、岩瀬農業高校と東京の八芳園との間で産学連携調定が交わされ、町のふるさと納税返礼品でもある無添加あまざけが全国の高校、大学の中で唯一、農林水産省の生産局長賞を受賞いたしております。その後、2021年3月、鏡石町と八芳園は1次産業が盛んである我が町の農産物と加工品の商品開発を通し、持続可能な農業の推進、維持及び鏡石町のブランドの推進発信による一層の地域活性化を目指すことを目的として、連携協定を締結いたしております。

このたび、その取組の一環として、株式会社八芳園と学校法人郡山開成学園、郡山女子大学附属高等学校が連携して、鏡石町のブランドイチゴ、鏡石いちごを使った2つの商品「いちごバター」と「いちごミルクのもと」が開発され、都内で2月23日から28日月曜日まで6日間にわたって即売会、案内会が実施されました。

先日、3回目の追加ワクチンが終了し、1週間以上たったものですから、私は完全武装して、百聞は一見にしかず、私の考えで2月27日、八芳園が経営する東京白金台「M u S u B u」と申しますが、そこへ足を運びました。外苑西通りに面した店内には、我が町を紹介する巨大なモニターが設置され、特産のイチゴのほか、町の特産品が並ぶコーナーが多くあり、多くの都会の客でにぎわいを見せていました。十数人の若いスタッフやコックさんが忙しそうに働く中、耳を澄ますと真剣に我が町を紹介する姿がありました。何回もそれは見ました。そこに私は感動いたしました。サービスの提供者と利用者を仲介させるマッチングがここにありました。新たなビジネスを展開するプラットフォームが出来上がっているのかなと、私は胸が熱くなる思いを抱いて帰ってきたところでもあります。

また、この企画は皆様も閲覧したかと思えますけれどもネット配信されていて、我が町が全国に情報を発信されました。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

質問の要旨といたしましては、町の基本計画の中でも、基本の基本となる事業の真ん中の基本となるのが人口問題であり、そこで町の少子化対策について問題を提起し、詳細について論じたいと思います。

1番、少子化対策について。

(1) 町の基本構想2031年度の定住人口1万1,500人の目標達成の対策について質問いたします。

現在、我が町の年齢別人口は、ゼロ歳から14歳が14.5%、15歳から64歳までが60.4%、65歳以上が25.1%、75歳以上が12.4%であり、15歳未満の子供の割合が県内で1番高く、朝の通学時間は子供たちの歩道に長い行列ができて、喜ばしい我が町の朝の風景であります。

なお、今申し上げましたパーセントの割合については、国で出していますリーサスから取り上げておりますので、若干、町で出しているものとは違うものであるかもしれません。

しかし、出生率、人口1,000人当たり福島県の県中地区の平均が7.4人、県平均が7.3人、これは県で出している統計調査でありますけれども、それに対比すると県中、県内に比べて我が町は6.9人であり、残念ながら県平均を下回っている状況で、現在、コロナ禍の中、残念ですがさらに低下、低水準で推移しているものと考えられます。

参考に申し上げます、1人の女性が一生に子どもを産む合計特殊出生率は、沖縄県に次いで福島県は1.57人で、全国2位であることも記憶しておかなければなりません。

我が町のこの状況では、2031年度の人口1万1,500人とした町の基本構想の人口ビジョンが夢物語になってしまうことを、私は危惧しております。

これらの状況を踏まえた上で、どのような対策でこの目標を達成するのかを示してもらいたいと思います。お願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

日本の総人口につきましては、議員もお調べになっておられるとおり、これから長期の減少期に突入されるということが予想されていると聞いております。

当町におきましても、令和2年の国勢調査におきまして1万2,318人と、前回調査から対比しますと1.3%の減少に転じました。その中で、今般12月の議会で議決いただきました6次総合計画におきましては、議員のおっしゃるように2031年度の定住人口を1万1,500人と

というような目標を掲げさせていただいております。

その中で、本町の交通の利便性や優位性を前面に、町の魅力や子育て環境の充実、宅地の供給など様々な施策を講じることで、全国的な傾向である自然減に歯止めをかけまして、社会増を図るといようなものを、将来の目標人口の根幹としているものであります。

目標値達成に向けての施策ということではありますが、6次総合計画の中で記載されてありますように、出産・子育て支援、若者の流出や高齢化への対応、あと若者のUターンやIターン等の促進、子育て環境を生かした転入者を定住させていくことが、この目標達成のための方策であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 人口を維持するためには3つございます。

1つは、よその町から来ていただくこと、町から出て行かないこと、そして出生率を上げること、この3つだと言われております。ぜひとも、この3つ全てを頭に入れながら、今後の定住人口の確保に努めていただきたいと思います。

次に、（2）番に移ります。

人口減少や少子高齢化の影響による生産年齢人口15歳から64歳まででありますけれども、地域経済の衰退の対策についてお尋ねいたします。

我が町に限らず、人口減少や少子高齢化の影響で生産年齢人口が減っております。そして、地域経済が衰退しております。人手が足りず労働不足になりますと、進出していた企業、工場、ショッピングセンターなど、撤退を余儀なくされてしまいます。後継者不足を理由に休廃業する中小企業者も増加いたします。今後、我が町でも懸念されるところであります。

若者が働く場所が少なくなると、さらに都市圏に流出するなどの悪循環のスパイラルを生み、企業活動が一層停滞することで、基幹産業などの衰退、そして経済はさらに縮小してまいります。後継者不足問題は、経営者にとっても、私たち地方の者にも、今後大きな課題であります。

国の調査によれば、2020年全国で後継者のいない会社は65.1%に上ると言われております。農業では、さらに後継者問題は深刻で、5年以内の後継者を確保していない経営者、経営体は71.1%と、生産年齢人口増のために、町として今後どのような解決策があるのかを質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人口減少や少子高齢化の影響による生産年齢人口減少による地域経済の衰退への対策として、鏡石町中小企業小規模企業振興基本条例に基づき、現在、支援しているところであります。

その1つとして、中小企業庁所管であります先端設備等導入計画により、人材確保や後継者不足の解消を図るため、中小企業が新たに導入する設備の労働生産性が年平均3%以上向上し、かつ旧モデルと比較しまして年平均1%以上生産性が向上する設備を導入することにより、固定資産税を3年間減免し、労働力不足などを補うための支援を行っております。

人口減少や少子高齢化の影響による生産年齢人口減少は国の大きな課題でもあり、今後とも国・県の動向を注視しながら、町の商工会とも連携を図り、支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 先日、南相馬市にあります国の開発している工業団地に行ってみました。企業は確かに進出はしております。先端技術産業の会社が幾つか出ております。しかし、全てが埋まったわけではないんだという話も聞きましたし、先端技術の大学誘致など行っているんですけども、なかなか集まってこないといった話もしておりました。

そういったことから、先ほど先端設備の話もありましたけれども、今後とも、現状維持ではなくて、新たな産業づくりもしていかなければならないかと私は思っております。

その辺で、ぜひとも商工会を中心に、あと鏡石町に進出している企業の皆様と連携を取りながら、減少することのないように、そして増加するような考えを持ってやっていただきたいと思います。

次に、町の共稼ぎ世帯の支援制度の種類についてお伺いいたします。

三重県に住む98歳で現役看護師の女性、池田きぬさんの自分の体験をつづった本を、私は先日読みました。その本の中に、これまで98年間で一番の悩みは、子供が小さい頃、子育てと仕事の両立で悩んだと言っております。

労働力が減少している現在、国が提唱しているワーク・ライフ・バランスについて、誰もがやりがいがある充実感を感じながら働き、子育て、介護の時間、そして家庭、地域、自己啓発に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現をしていかなければならないと国で提唱しております。

つまり、仕事にやりがいを見いだしながら、社会の一員として働く時間と、特に子育てや介護、自身を高めるために必要なプライベートな時間のどちらも充実した生き方を実現されなければなりません。家族が子育てに悩む傾向があります。しかし、相談先が分からないと

か、そういった傾向があると思います。

町としても、集いの広場とか放課後児童クラブとか、ひとり親家庭の女性とか、いろいろなものは、私もそれは存じ上げております。しかし、ここにいる皆さんも、皆さん共稼ぎの家庭が多いと思います。

そこで、町としての共稼ぎ世帯の支援制度がどのようなものがあるのか、その種類について質問をいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の共働き世帯の支援制度につきましては、初めに、保育関係の支援でございます。

保育所、幼稚園、認定こども園の事業でございます。町内には保育所2か所、幼稚園が2か所、認定こども園が1か所ありまして、就学前のお子さんを午前7時30分から午後6時15分まで、延長保育事業としましては6時45分までの保育を実施しております。また、子供が体調を崩した場合でも対応できる病児保育事業にも取り組んでおります。

子供関係の2つ目でございますが、放課後児童クラブでございます。

お子さんが小学生になりましても共働きで働いていただける世帯の支援としまして、放課後児童クラブを午後6時30分まで、土曜日にも利用することができるように事業を実施しております。

そのほか、子育ての相談関係では、保健師による相談とか、あと学校につきましては、学校のソーシャルワーカー、あとは当課に在籍しております児童家庭相談員等の相談業務も含めまして支援を実施しているところでございます。

なお、介護関係につきましては、地域包括センターやケアプランセンターなど、当課も含めて、事業所も含めて全体で共働きのバックアップをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま包括支援センターの話がございましたけれども、県によれば、今後、子育て世帯の包括支援センターの充実を図るということが、本日の新聞で発表されておりました。ぜひ、町のほうでもそういったことに実現をするほうにやっていただきたいと思っております。

次に、（3）番、町の共稼ぎ世帯への支援制度の情報発信とニーズ調査についてであります。

さきの98歳で現役看護師の女性の弁といたしまして、今はいろいろ制度が整った、制度を

利用して辞めずに続けたほうがええよと、現在、子育てに悩む若い男女の看護師へアドバイスを送っているそうです。共稼ぎ世帯にとって、育児に対する時間的負担や精神的負担が大きく、第2子、第3子を望む障壁になっているのが実情と認識しております。

そこで、育児に対して、町として、子供医療制度など多くの制度があります。また、ひとり親世帯の制度などいろいろな援助があります。

そんな中で、各種制度の内容の理解と認識不足により活用できていない世帯があるのではないかと私は危惧をしております。

そこで、町として支援制度に対する情報発信にもう少し力を入れて、そしてニーズの調査を必要であるかを、私は見解を示していただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

共働き世帯の支援制度の情報発信につきましては、町の広報紙、ホームページのほか、子育て支援パンフレットを作成しまして、窓口等で配布をしております。

最近の傾向としましては、町のホームページで支援制度を確認される方が多くなっておりますので、町のホームページにつきましても充実させていきたいと考えております。

また、赤ちゃん訪問事業を健康環境課の保健師が実施しております。母子手帳発給時から、保健師が、生まれてからも何らかの相談やら、お子さんの発育状態等を、お母さんとともに確認をしながら、この中でいろんな使える制度があればご案内をしているところでございます。

共働きのニーズの調査につきましては、平成31年2月にアンケート調査を実施しております。令和2年から令和6年の第2期の子供・子育て支援計画を作成するために、実施したところでございます。ニーズ調査の結果につきましては、特に、共働き世帯での3歳未満の保育ニーズが高まっているというような結果が確認できました。この子育て支援計画にも、そういうものを取り込みまして計画をつくったところでございます。

令和3年度からですが、この満3歳未満の保育のニーズに、需要に応えるために、町内の保育施設の保育者の確保というようなことで、支援事業を展開しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 町のホームページで情報を発信していると、ホームページでも発信しているということでもあります。私も、毎日見ない日はありません。

ただ、私から申し上げますと、あのホームページ、左側にありますけれども、ピピピと動

いてしまいますね。なかなかあれでは、慣れない方は、なかなか自分の目的まで達せません。ですから、この際ですから、はっきり申しますけれども、町のホームページも多少直していかないと、見づらくてしょうがありません。反応は速いんですけども、私たちはあれについていけないような反応の速さですので、なお、その辺の見直しもしていただきたいと思えます。

次に、2番、町の公園施設の利用状況についてであります。

(1) 公園の遊具や樹木の経年劣化によるメンテナンスと利用促進についてであります。

どこの市町村でも、広大な敷地と多額の予算をかけて造られた公園が設置されております。しかし、利用者は犬の散歩と高齢者の、決して多くない利用者の姿ばかりであり、管理の行き届かない施設が多く、費用対効果などは遠い昔の話であります。これは町のことを言っているわけではありません。

次に、町内に設置してある鳥見山運動公園、都市公園、そして児童公園、町にもいろいろな公園があります。設置当初は、長期的な計画の中で建設されたものであり、年月の経過とともに社会状況や環境の変化や町民のニーズ、価値、その都度対応する必要があると思えます。

そこで、緑化立木の倒木などがある老朽化した施設などは、安全性に十分備えるべきで、町として対応するべきであると思えます。常にリニューアルなどの対応する必要があると思っております。町の利用頻度を上げることが町有財産の有効的利用であり、常に正常な機能を維持することで定期的に通常のチェックが必要であると、私は考えております。

そこで、町として、これらのメンテナンスについて、今後どのような対応をするのかを質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 2番議員のご質問へご答弁申し上げます。

公園の遊具につきましては、都市公園、農村公園は、2か月に1回職員による点検と、年1回専門業者による点検を実施しており、児童公園は1年に1回職員と民生児童委員による点検を実施しております。

点検項目については、ぐらつき、腐食等の経年劣化を調査し、メンテナンスが必要な場合は修繕を行い、事故の未然防止に努めております。また、都市公園は公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕を行うことで、コスト削減と施設の長寿命化を図っております。

樹木等につきましては、緑地管理業務委託の中で専門業者が剪定や支障木伐採等を行い、適切な管理を実施しております。

このように、安全できれいな公園環境を整えることにより利用促進が図れると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私、前回も申し上げましたが、二本松の公園、霞ヶ城公園、矢吹の大池公園、たまたまなんでしょうけれども、私の通り過ぎたすぐ1秒ぐらい後に、二本松では30センチぐらいの、10メートルぐらいの木が落ちてまいりました。また、矢吹の大池公園においては50センチぐらいの松の木が、私が通る前にどんと落ちてきました。たまたまではありますけれども、たまたまばかりでは困りますので、町でも、先日、私が言ったように、第一小学校の周りの木が伐採されました。老木が、枯れている木が。

そういったことで、メンテナンスのチェック、つくり合わせのものばかりでなくて、特に私は、樹木が劣化するのが非常に危険だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、（2）番、ふれあいの森公園のキャンプ場設置についてであります。

ポストコロナの今、近隣自治体でもキャンプ場利用が加速しています。密になりやすい室内を避けた屋外でのアウトドアレジャーの魅力が時代とマッチしていると思います。

本日の新聞の中で、飯館村に再度キャンピングカーが泊まれる、そういった場所を設置すると出ておりました。このコロナ禍の中、非日常の空間でリラックスでき、釈迦堂川と那須連山、そして閑静な雑木林に囲まれた感動的な風景を味わえるのが、ふれあいの森公園であります。ふれあいの森公園の入り口には、冬期期間中であつたため、冬場は閉鎖となっております。近隣の自治体では、冬期期間中閉鎖の公園も中にはありますけれども、利用者に応える工夫が必要かと思えます。

そこで、ふれあいの森公園の自然を生かした特別空間を町民はもとより、町外のキャンパーの方々の方に提供し、交流人口拡大のためにも、町を紹介できる絶好の機会と捉えるべきであると思えます。

近隣では、矢吹町の大池公園が、週末には多くのテントが張られ、家族連れや1人でのぼっちキャンプの方々に、多いときには、私が数えた限り二十数張りがありました。

そこで、町として、今後ふれあいの森公園のキャンプ場整備についての考えを質問したいと思います。

今、ふれあいの森公園には、以前も、私の子供なんかはキャンプをしておりました、ボーイスカウトでですね。そういったこともありましたことを思いますと、キャンプ場はあるんですけれども活用されていないということを念頭に入れて質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふれあいの森公園は、平成6年にオープンし、北側のキャンプ場には、テントサイト13区画やキャンプファイヤー広場がありましたが、東日本大震災による除染土の仮置場として使われる平成23年度まで、多くの方々に利用いただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、風通しのよい屋外レジャーとして、キャンプなどに人気が出ていることから、自然豊かなふれあいの森公園の運営方法については、今後も数多くの方々に利用していただけるよう、費用対効果なども含めて総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） こういったものは、永久的な建物を造るわけではありません。キャンプですから、各自がテントを持ってきて、それで泊ってテントを片づけて帰るということですので、矢吹町の様子を見ていますと、確認しましたところ、あそこに管理人がいるわけではありません。各人がきれいにして、片づけて、整理して帰っているということになって、私もしょっちゅうそれを見ております。やっぱり公園は、そのときのニーズに応えるべきだと思います。

鏡石の鳥見山公園は、よその公園に比べて非常に清潔できれいであります。ですから、ふれあいの森公園も、人があまりいなくてもきれいになっております。ああいった場所を、ぜひとも活用できるような対策を練っていただきたいと思っております。

次に、（3）番といたしまして、鳥見山公園既設のウォーキングコース再整備について。

ウォーキングコースは道具を必要とせず、いつでも、どこでも、誰でも行うことができる最も手軽な運動です。町では、鳥見山公園に健康づくり対策として、健康ウォーキングコースが設置されております。コース内には健康遊具が設置されており、全長1キロ、2キロ、3キロの3種の周回型のコース設定がされております。私もしょっちゅう利用させていただいております。

しかし、コースにはカーブが多く設定され、入り組んでいて、利用者はコースの案内図を手にしながらかないと、その1キロ、2キロ、3キロの達成ができないほどの難しいコースになっております。初めての方でも飽きずに、シンプルで分かりやすいコースにすることが、それがリピーターの拡大に、私はなると思っております。

特に、コース全体の案内板の設置が1か所であり、より見やすい場所に設置されたほうがよいと私は思っております。また、途中でコースの案内がほとんどありません。よその地区

ですと、アスファルトの場合には、アスファルトに白く書いてあったりしております。そういったことのお金のかからない方法でも、十分に対応できるかと私は思っておりますので、そういったものを、看板とかそういったものを配置するなどの工夫が必要と思いますが、ウォーキングコース再整備について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

健康ウォーキングコース、鳥見山公園は平成29年度に設置をさせていただきました。そういう中で、本来は公園内というよりも町中、いわゆる鏡石町は結構歩道もある、グリーンロードもある、そういったことも含めて町中コースとして、いろいろ設定する予定でありましたけれども、担当のほうで、ぜひ公園内にとということで、一応設置をさせていただいたということであります。

ですから、こういった健康づくりのためということで、公園ばかりでなくて、やはり町中を周遊する、これはいわゆる交流人口にもつながりますし、町民の方が歩いて、そして行ける、そういったコースが鏡石町ではしっかりできるはずなんです。

そういう中で、今後も、町中コースも含めたウォーキングコースとしてベンチもそろい、ただ歩いてばかりで座るところもなければ駄目なんで、やはり座るところ、そういったことも含めて、これは町民のみならず県外、県内、そういったところから来るような町中周遊コース、こういったものを含めてやっていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） よろしく願いいたします。

大きな3番、町内の空き家問題についてであります。

（1）町内の空き家数の掌握についてであります。

実は、私も、昨年4月に弟が亡くなりまして、誰も住んでおらない家が今、1軒あります。

そうした中で、住まいとしての役割が終わってしまった家、忘れてしまってそのまま放置されてしまうなど、この空き家が今急速に拡大し、大きな社会問題になっております。

国が発表した最新の統計によれば、空き家数は増えに増えて、現在850万戸ぐらいあるそうです。割合でいえば14%近く、過去の水準の最高に達していると言われております。さらに、2033年頃には2,000万戸になるだろうと、現在の2倍の28%ぐらいになるだろうと言われております。

ということは、全国の4戸に1戸が空き家になれば、近隣の住宅街も空き家だらけという

状況が、現実のものとなるのかもしれませんが。この問題には、少子高齢化と人口減少が大きく関係していることも考えられます。既に総人口のピークを迎えた日本は、住宅市場は人口減少の影響を受けやすいため、地方では、既に不動産の取引が成立しない状況も多く出ているので懸念するところでもあります。町の空き家戸数について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内におきます空き家につきましては、平成30年度に空き家調査、現地調査とアンケート調査を実施しております。

その中で、空き家と判断されたものは、その当時89軒。全体の方法としては、机上で見た感じだと200軒ぐらい空き家じゃないかということで調査をしたところ89軒になりまして、この空き家というものはどういう利用を考えていますかというアンケートを取ったところ、居住できる空き家ではあるものの、当然、居住はしておらず、倉庫として利用している方が数多くいらっしゃったということで、所有者につきましても、このまま利用し続けたいという考えを持つ方が多かったというような結果になっております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） この調査から見ますと、89戸、90戸ですね。多分、町の戸数からいうと4%ぐらいかなと私は思っております。ということは、まだまだ鏡石町は、たまたまですけれども、全国に比べれば少ないんだろうと思います。ただ、200戸があるということも事実だと思えます。

次に、空き家を放置することで発生するトラブルやリスクです。

景観の悪化とか、周辺の建物の通行の被害とか、火災の被害、犯罪の温床、近隣住宅の価値が下がるなど、大きな損失もあると思います。特定空き家に指定されますと、国土交通省が指定しますと、4項目がありますけれども、それは別としまして、固定資産税は6倍にはね上げるというようなことも言われておりますので、町として、そういった空き家問題に対して、トラブルやリスクについてどのような認識を持っているのか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

既に、質問の時点で答えが出ているような感じになってしまいましたが、空き家問題で最も考えられることが、もちろん建物が廃墟化してしまい倒壊するおそれがあるという点が1

つ。あと、管理不十分によりまして火災が発生するとなどの危険性があると。空き家をこのように長期放置することによりまして、今度は空き家でなくて空き地的な要素でございますが、庭に雑草とか樹木が生え伸びて近隣の敷地に立ち入ってしまうおそれがあると。また、質問の中で述べられたように、防災や防犯上、あとは景観を損ねると。また、衛生面でも問題が出てくると、いろいろと考えております。

このように、空き家を放置するリスクについては、経済的にも社会的にも問題等がありまして、空き家を管理せずに放置していると、先ほど言いましたように近隣住民との軋轢、迷惑等になりますので、所有者と近隣住民の生活に大きく関わってくるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） （3）番、今後、町としての空き家回避対策はどのようにするのか。

私は私でいろいろありますけれども、町のほうからお聞きしたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

もちろん、空き家の発生を抑制するためには、所有者の方々の責務として、適正な土地利用、家屋の管理をしていただくということが根本的なものでございます。

必ず、空き家であるにしろ所有者が存在しますので、所有者があれば、そこらのところの管理をしっかりしていただくと。ただ、高齢者になったり、相続とかの放棄等で、自分自身で管理ができなくなるなど、大きな負担になるということも予想されております。

当面の町の対策としては、平成31年4月から鏡石町空き家バンクを設置しまして、空き家のほうの有効活用、要するにその親族の方、血族の方が使っていただければ、第三者の方に貸家とか売り家として、ご利用、有効活用をしていただくということで、町内外から定住促進による、逆に地域活性化を図るための取組を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 全く申し上げました、お聞きしましたとおりで、空き家は貸すとか、売るとか、そういったことだと思っております。

次に、4番、鏡石町健康福祉センター建設工事と関連工事について質問いたします。

（1）番、建設工事の工期の厳守は当然であるが、工期延長の場合は詳細で明確な理由の

文書の提出があるのかどうかについて、まずお聞きいたします。

今後、健康福祉センターの大規模工事や第二小学校の改修工事などが控えておられます。この時期に、こういった問題を詳細に捉えておくことが、今後のトラブル防止になるかと思ひまして、私は質問いたします。

公共工事標準請負約款とか、いろいろ県でも国でも出しております。その中には、「受注者は、天候の不良、受注者の責めに帰すことのない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長を請求することができる」となっております。また、「発注者は、そのときは工事の延長を認めなければならない」ということにはなっております。

しかし、実は、新型コロナウイルス感染症や世界規模の社会的脅威になっていますこと、資材の高騰によって工期の延長とか、ウッドショックとか、半導体不足、コンテナ不足、いろいろ挙がってきますけれども、これは工事契約約款の中にこの文言が入っております。ということは、2年前からこういった状況が起きていますので、当然、今の受注される方々は承知しているわけでありまして。

ですから、私はその工事延長、これは別ですけども、そういったことを私は危惧するわけでありまして。なぜ危惧するかといいますと、結論から申しますと、着工準備、後片づけに時間がかかるようになっているんです、工事は。そのことに多くの時間を費やしているために、工期の延長があるんです。

また、私が思うには、それよりも、受注者によっては個々の特別な事情、例えば経済的な事情、あと大手さんによれば資材は幾らでも豊富に入っております。一般的な理由を明示した書類でなく、それぞれの事情も包み隠さず公表するわけでないですので、明細で、明確な理由を、書面で提出を求めるべきで、一般的な理由で提出するのは、これはもしかすると公平な状況じゃないと私は思っております。

そこで申し上げますと、千葉県で12月初めに入札いたしました。2,000から3,000平米ぐらい、町の役場の庁舎。それで、1月20日には起工しております。完成が来年1月20日です。そういったものもあるんですね。同規模で、同程度で、こっちはもっとあるし、鉄筋コンクリートの造りですので、鏡石よりもっと、はっきり言いまして規模的にもしっかりしたもので、しっかりといいですか、別ではありますけれども、そういった躯体であります。

ということは、町としても、今後、そういったトラブルの防止のためにも重要でありますので、そういった書類をきっちり整えておくべきではないかと私は思いますので、その点を質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町健康福祉センターにつきましては、2月14日に現地にて安全祈願祭を挙行いたしまして、工事を実質的にスタートを切ったところでございます。

当初の工期につきましては、福島県の建築関係の工事積算基準を用いて、建築工事につきましては14か月、外構につきましては1か月と15日間と定めて、発注したところでございます。

議員のご質問の中にもありましたとおり、新型コロナウイルスのオミクロン株によりまして、物流の停滞と資材納入等の事態が生じたところでございます。

受注者から、鏡石町工事請負約款や福島県が制定しております建築関係工事共通仕様書を準用し、これらの規定によりまして、工期の延長の請求を受け、検討協議をしているところでございます。

その際に、資材メーカーからの納期遅延の通知や新聞報道、また国交省をはじめとした省庁からの関係の、新型コロナウイルス感染症の影響による工期の延長に対しては、発注者、受注者双方の責任によらない不可抗力的な事案として柔軟に対応するよう、通知が出されておるところでございます。

不確定要素の多い社会情勢の中ではありますが、受注者と工事管理者、発注者、町ですが、それぞれ連携しながら、1日でも早い工事完成に努めてまいりたいと考えております。

なお、同規模の千葉県の工事の事例でございますが、新型コロナウイルス感染症関係につきましては、早い時点でいろいろ報道はございましたが、今となってみれば、もっと早い段階で工事期間とか、それぞれの課題につきまして適正な判断をしておけばよかったと深く反省をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 今後、いろんな面でトラブルのないように注意していただきたいと思っております。

次に、工事変更などある場合には、文書で、先ほど申しましたが、文書でやるべきだと思っております。

今回、例えば、福祉センターはふくしま市町村支援機構ですから、しっかりした部署と私は認識しております。そういった方々がやるのであっても、きっちりしたお互いの、自らの都合によって設計変更するなどということではなくて、発注者と書面により、対等な、明確で、判断ミスを起こさないような状況をやっていただきたいと思っております。

それについてはそれで結構です。質問いたしません。

次に、（３）番、受注者が与えられた一定の期間内で、施工時期を選択することのできるフレックス工事を設けるべきであると思います。こういった時期ですので、工期の厳守などいろいろなことがあります。工期、工程の在り方、実態の見極め、その問題について、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長兼上下水道課長（橋本喜宏君） ２番議員のご質問にご答弁申し上げます。

フレックス工事とは、受注者が工期の始期と終期を全体の工期の中で選択できる工事を示していると思われまます。

この制度ができました背景としましては、公共工事の施工量の増大によりまして、計画的で良質な施工の確保、労務資材等の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が強く望まれているということからだと思われまます。

この対象工事としては、大前提がまず標準工期を確保できる工事というものがございまして、さらには対象外としましては、標準工期が年度内に収まらない工事、緊急性がある工事、あと施工供用が定められている工事などにつきましては、対象から外されているというふうになっております。

ただ、町としましては、標準工期を確保した公共工事の計画というような発注に努めているところでございまます。

また、工事の発注計画につきましても、四半期ごとに公表しているのが現実でございまます。

公共工事につきましても、他事業との調整や早期の整備効果を必要とするものであることから、多くの工事がフレックス工事にはなじまないものが多いのではないかとこのように考えております。

ただ、この工事自体は、実際に工事の手法としてございまますので、今後、国・県との導入を踏まえまして、対応していきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ２番、角田真美君。

〔２番 角田真美君 登壇〕

○２番（角田真美君） 最終的には、町民の血税の利用の大原則でありますので、そういったことを念頭に置きながら進めていただきたいと思います。

時間もなくなりました。

最後に、町長に一言申し上げます。

平成22年６月就任以来、平成23年の東日本大震災、そして町内の住宅災害の復興、第一小学校の建設、災害公営住宅の建設、浄水場の建設、原発対応の除染、県内、県中一番最初

であったと私は思っております。その後、成田の水害、新型コロナウイルス感染症の拡大、昨年の福島沖地震、天候と災害とその対応に追われた12年だったと思います。どうもお疲れさまでした。

以上で、質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全て終了といたします。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日3月5日から3月14日までの10日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月14日までの10日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

第 4 号

令和4年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号の追加1）

令和4年3月15日（火）午前10時開議

- 日程第 1 動議の撤回について
- 日程第 2 議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 3 令和4年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 4 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 5 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 7 発議第5号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第8 意見書案第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
(案)

出席議員（9名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（1名）

8番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	渡部 修一 君	総務課長兼 上下水道課長	橋本 喜宏 君
税務町民課長	倉田 知典 君	福祉こども課長	柳沼 和吉 君
健康環境課長	大河原 正義 君	産業課長	菊地 勝弘 君
都市建設課長	吉田 竹雄 君	教育課長	根本 博 君
会計管理者 兼出納室長 兼農業委員 兼農会長	佐藤 喜伸 君	農業委員会 事務局局長 選挙管理 委員会委員	圓谷 康誠 君
	菊地 栄助 君		草野 孝重 君

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川 憲一	主任主査	鈴木 淳子
--------	-------	------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、8番、大河原正雄君の1名です。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、動議の撤回1件及び追加議案1件が提出されておりますので、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔議会運営委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第11回鏡石町議会定例会議事日程「第4号の追加1」。

令和4年3月15日火曜日、午前10時開議、日程番号、件名の順で報告いたします。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

○議長（古川文雄君） 議会運営委員長報告のとおり、動議の撤回1件及び追加議案1件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、動議の撤回1件及び追加議案1件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

◎動議の撤回について

○議長（古川文雄君） 日程第1、動議の撤回についての件を議題といたします。

提出者から撤回理由の説明を求めます。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 皆様、おはようございます。

9番、今泉でございます。

ただいまお話ありましたように、3月3日の初日に緊急動議で提案させていただきました件について、その動議の撤回に基づく説明をさせていただきます。

令和4年3月14日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。

動議撤回請求書。

令和4年3月3日に提出した動議は、次の理由により撤回したいので、鏡石町議会会議規則第18条の規定により請求します。

記。

件名、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算に対する修正動議。

理由、令和4年度鏡石町各会計予算審査特別委員会において、執行側から予算執行科目に対して丁寧な説明がされましたので、動議を撤回いたします。

どうか皆様のご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております動議の撤回の件について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、動議の撤回の件について、許可することに決しました。

◎産業厚生常任副委員長報告（議案第207号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、産業厚生常任副委員長の報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任副委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任副委員長 角田真美君） 令和4年3月15日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会副委員長、角田真美。

議案審査報告書。

本委員会は、令和4年3月3日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと

決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年3月8日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時18分。

出席者、委員4名。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、菊地課長、根本主幹兼副課長、佐藤副課長。

付託件名、議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定について。

審査結果、議案第207号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第207号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより産業厚生常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第207号 鏡石町農産物加工等施設設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する産業厚生常任副委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、副委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（令和4年度鏡石町各会計予算審査について）
及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、令和4年度鏡石町各会計予算審査について、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算から、議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第223号から議案第233号までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔予算審査特別委員長 円谷 寛君 登壇〕

○11番（予算審査特別委員長 円谷 寛君） 令和4年度各会計予算審査特別委員会委員長の円谷寛でございます。

ただいまより報告をいたします。

まず、お手元にお配りの説明のとおりでございますが、表を読み上げます。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

令和4年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和4年3月3日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所については、お手元の資料のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

説明者は、町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員でございます。

付託件名は、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算、議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算について

は、可決すべきものと決した。議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりでございます。

意見はありません。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

次に、本案に賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第223号 令和4年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第224号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第225号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第226号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第227号 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第228号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第229号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第230号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第231号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委

員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第232号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第233号 令和4年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

- 議長（古川文雄君） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。
初めに、陳情第14号 鏡石町議会に「不正アクセス禁止法に違反した課長職の刑事告発を求めることに関する調査特別委員会」の早急な設置を求める陳情について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 4番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

令和4年3月15日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年3月3日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年3月8日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時29分。

出席者、委員5名。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、橋本課長、関根副課長。

付託件名、陳情第14号 鏡石町議会に「不正アクセス禁止法に違反した課長職の刑事告発を求めることに関する調査特別委員会」の早急な設置を求める陳情。

審査結果、陳情第14号は不採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第14号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

- 議長（古川文雄君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっと質問をいたします。

今、私が出ようと思ったら1通のメールが入りまして、この陳情を出した吉田元議員からなんですが、この内容について十分ただして、後で報告をしてくれと、こういう注文をいただきましたので、お尋ねをいたします。

委員長の報告は不採択とすべきものと決したというんですけれども、あまりこれでは本人も納得をしないのではないかと思いますので、どういう意見があって、こういう判断をしたのか。全会一致ということでございますが、やはり陳情というのは憲法で保障された請願権の一つでございますので、もっと我々は、この提起に対して真剣に受け止めるべきではないのかというふうに考えますので、もう少しその辺を詳しくご報告をいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

4番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ご答弁申し上げます。

審査の経過の内容であります。まず、不採択の理由として、不正アクセス防止の法律に抵触する部分はあるが、この法律は、個人の財産、情報が漏えいし、被害に遭ったり、財産が侵食されたりということ防止することを目的としている法律でありますということで解釈をしております。

2点目でございますが、そのために外部へのデータの漏えいはない。

②番として、課税等の住民情報といった第三者のデータは見えていないといった理由から、課長級の職員については刑事訴訟法に基づく告発には至っていない。

それから、処分としては、内部のグループウェア等の問題であることから、他市町村の事例を勘案してみたときに減給の懲戒処分も行われている。10分の1が2か月、そして、町長、副町長についても減給がされている。

以上の状況を勘案すると、当時の判断は妥当であった。

この件に対しては、委員の意見を総合して不採択というふうに決したところであります。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 吉田孝司元議員の話によれば、これは、私らにも十分な情報は公開されていないんですけれども、かなりこれは重い犯罪だということなんです。だから、それに対してこのようなままで終わるということは、これからもこういうことをやってもいいんだみたいなメッセージになってしまうのではないかと、これを陳情者は非常に危惧をしてい

るわけでございまして、この辺の認識がちょっと甘過ぎるのではないかと思います、その辺について委員長はどういうふうに考えていますか。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する答弁を求めます。

4番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 不正アクセス禁止法というところがございますが、今回の事件については、外部への流出がなかった、庁内だけでの問題であったということが一つの理由でございます。

そして、もう一つは、それなりに減給、懲戒処分がされたということで、総務文教常任委員会の中では全員の意見をお伺いをして、不採択すべきものであるというふうに決したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本件に対する総務文教常任委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件について委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第15号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業厚生常任副委員長より報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任副委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任副委員長 角田真美君） 令和4年3月15日、鏡石町議会議長、古川文

雄様。

産業厚生常任委員会副委員長、角田真美。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年3月3日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年3月8日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時18分。

出席者、委員4名。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、菊地課長、根本主幹兼副課長、佐藤副課長。

付託件名、陳情第15号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

審査結果、陳情第15号は採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第15号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより産業厚生常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本件に対する産業厚生常任副委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件について副委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがいまして、本件は副委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、発議第5号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 提案理由をご説明申し上げます。

発議第5号 令和4年3月15日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案。

上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して、非難決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

去る2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙に出た。これは国連憲章及び国際法に違反し、人道にも反する明らかな侵略であり、第2次世界大戦後の国際社会の秩序への無謀な挑戦である。また、核の使用をほのめかし、世界を恫喝するなど言語道断であり、断じて許すことができない。国際社会が連携し、この非道な侵略国に対して毅然とした対応で臨んでいかなければならない。

よって、本町議会は、ロシアによる前代未聞の暴挙に断固として抗議し、即時の攻撃停止と完全撤退を求めるとともに、日本政府においては、在留邦人の安全確保に全力を尽くしながら、国際社会と強く連携し、経済制裁措置を始めとする厳格な対応をとることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日、鏡石町議会。

以上です。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第5号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時46分

開議 午前10時47分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第8として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案を日程に追加し、日程第8として議題とすることに決しました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、意見書案第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 意見書案第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県内の新型コロナ感染は年明け以降再び拡大傾向にあり、全国的にも第6波の真っ只中という状況において、製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不

足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未だ不透明な状況にある。

〔「朗読省略」の声あり〕

○2番（角田真美君） ただいま省略の声がありましたので、一部省略させていただきます。

1. 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。

特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円引き上げを目指すとした政府の積極的姿勢を重く受け止めていただきたい。

2. 中小企業等が最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。

3. 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早めの発効に努めること。

令和4年3月15日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

福島労働局長様。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第12号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第11回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、議決を賜り、誠にありがとうございました。

ここに成立いたしました令和4年度の当初予算につきましては、第6次総合計画の初年度に当たることから、計画の目的達成に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上、発展に意を尽くしてまいりたいと考えております。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応をいたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

日増しに暖かくなり、議員の皆様にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第11回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和4年3月15日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一